

第 1 0 9 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 3 日 開会

令和 4 年 6 月 8 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 0 9 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○陳情第 1 号の上程、委員会付託	1 0
○散会の宣言	1 0

第 2 号（6月6日）

○議事日程	1 3
○本日の会議に付した事件	1 3
○出席議員	1 3
○欠席議員	1 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 4
○開議の宣告	1 5
○一般質問	1 5
中 舘 文 雄 君	1 5

八木田 憲 司 君	3 1
工 藤 愛 君	3 7
川守田 稔 君	4 4
○散会の宣告	4 8

第 3 号（6月7日）

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	5 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 0
○職務のため出席した者の職氏名	5 0
○開議の宣告	5 1
○一般質問	5 1
根 市 勲 君	5 1
夏 堀 嘉一郎 君	5 9
松 本 啓 吾 君	6 4
○散会の宣告	7 0

第 4 号（6月8日）

○議事日程	7 1
○本日の会議に付した事件	7 2
○出席議員	7 2
○欠席議員	7 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 3
○職務のため出席した者の職氏名	7 3
○開議の宣告	7 4
○報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4

○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○報告第10号の上程、説明、質疑	8 5
○報告第11号の上程、説明、質疑	8 6
○報告第12号の上程、説明、質疑	8 7
○報告第13号の上程、説明、質疑	8 7
○報告第14号の上程、説明、質疑	8 8
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○陳情第1号の委員長報告、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○常任委員会報告	1 2 3
○委員会の閉会中の継続調査の件	1 2 3
○議員派遣の件	1 2 4
○日程の追加	1 2 4
○発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○閉会の宣告	1 2 5
○署名議員	1 2 9

令和4年6月3日（金曜日）

第109回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第109回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月3日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	工 藤 愛 君	2 番	松 本 啓 吾 君
3 番	久 保 利 樹 君	4 番	夏 堀 嘉一郎 君
5 番	坂 本 典 男 君	6 番	滝 田 勉 君
7 番	西 野 耕太郎 君	8 番	山 田 賢 司 君
9 番	八木田 憲 司 君	10 番	中 舘 文 雄 君
11 番	工 藤 正 孝 君	12 番	夏 堀 文 孝 君
13 番	沼 畑 俊 一 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事 久保田 敏 彦 君 企画財政課参事 金 野 貢 君

交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	石橋一史君
商工観光課長	北上隆広君	建設課参事	松橋悟君
会計管理者	藤嶋健悦君	医療センター事務長	岩間雅之君
市場参事	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	西舘昌男君	社会教育課長	柳久保正弘君
農業委員会事務局長	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	舘崎あつ子	総括主査	坂本裕昭
主事	柴田和香		

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第109回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

（議会運営委員会委員長 馬場又彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（馬場又彦君） おはようございます。

去る5月27日、議会運営委員会を開催し、第109回定例会の運営について協議をしましたので、決定事項を報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告12件、条例など4件のほか、令和4年度各会計補正予算3件の議案19件であります。

その他の案件として、陳情1件の常任委員会付託、常任委員会報告などがあります。

一般質問は7名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、6月3日から8日までの6日間としました。

なお、会期中、4日、5日は休日のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、15番馬場又彦君、16番川守田稔君を指名します。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、6月3日から6月8日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月8日までの6日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました6日間の会期中、6月4日、5日は休日のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの2日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでありますので朗読は省略します。

今期定例会の上程は、町長提出の案件が、報告12件、議案7件、ほかに常任委員会報告などがあります。日程によりそれぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要についてご説明を申し上げます。

本日招集の第109回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼申し上げます。

議案の説明の前に町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、依然として県内各地域において新規感染者が発生している状況であります。心配されていた大型連休後の感染者数は急増することなく、これまでのワクチン接種の取組みの効果が表れているものと考えております。

当町のワクチン接種の状況といたしましては、5月25日現在の接種率は、1回目の接種が91.0%、2回目が90.3%、3回目が78.2%と順調に推移しております。

また、6月上旬からは3回目の接種から5カ月が経過した60歳以上の方や、18歳以上で基礎疾患を有する方などを対象として4回目の接種を開始する予定であります。

引き続きワクチン関連情報の迅速かつ適正な周知を行い、町内の医療機関等、関係者の皆様のご協力をいただきながら、安全性の確保を第一義にワクチン接種を進めてまいります。併せて、町民の皆様に向けた感染症予防の呼びかけを行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年度は、各種イベントにつきまして、感染状況に動きがある難しい状況の中で、規模の縮小や内容の変更など工夫を凝らしながらの開催となりましたが、残念ながら開催に至らなかったイベントもございました。

今年度は、おおむね通常の規模で「南部町春まつり」、「果樹の花見散策ウォーク」、「南部町ぼたんまつり」を開催したほか、当町での開催決定から2年越しとなった「ももいろクローバーZ」の公演も盛大に開催されたところであります。

また、7月には「ジャックドまつり」が予定されております。これまでと変わらず感染対策に万全を期するとともに、可能な限りコロナ禍前と同様に多くの皆様にお楽しみいただけるよう、準備を進めてまいります。

次に、農業や農作物の生育状況に関する情報であります。昨年は、春の凍霜害による影響が心配されましたが、その後、天候に恵まれまして、全体的に作物の生育が順調で、作柄については平年並みであったと思っております。

今年は、3月中旬から5月中旬までの気温が平年よりも高く、作物全般的に生育が一週間程度早まっている状況と伺っており、農家の皆様もお忙しい日々をお過ごしのことと思います。

まずは、水稻の状況であります。田植え作業は例年どおりの時期に行われており、現在の進捗率は九割近くと平年並みとなっております。

次に、サクランボであります。6月1日に観光農園において行われた作柄調査によりますと、主力品種「佐藤錦」の着果数は全体的には平年並みであり、凍霜害で着果不良となった昨年を上回る収量が見込まれ、調査を実施した名川観光さくらんぼ園振興会では、今後の栽培管理を徹底し高品質のさくらんぼを提供してまいりたいとのことであります。ただ、毎年のごとであります。園地によっては多少のばらつきがあるものと思います。

そして、デビューから4年目を迎え、果樹の里・南部町の高級ブランド果実として期待の大きい「ジュノハート」であります。収穫量の増加も見込まれておりますので、消費者の皆様に分にご堪能いただけるよう、生産者の皆様との連携強化に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、今年の販売イベント等につきましては、感染防止対策を徹底しながらしっかりとPR出来るよう、開催方法を検討してまいりたいと考えております。

リンゴにつきましては、ふじの開花が平年より一週間ほど早い状況でありますので、生育に応じた薬剤散布、摘果作業を実施していただき、実り豊かな収穫期を迎えられますことを願うものであります。

今年の春の叙勲では、当町から、四戸武男氏が教育功労で瑞宝双光章、小泉清博氏が消防功労で瑞宝単光章の栄に浴されました。それぞれの分野における長年にわたるご尽力の賜であり、心からお祝いを申し上げます。

また、昨年度の「地球環境大賞」で、県立名久井農業高等学校の環境研究班が、開発途上国の持続可能な農業を支援するための技術開発や研究活動が評価され、「文部科学大臣賞」に輝き、先月末、東京での授賞式において、賞状とトロフィーを授与されたとの報道がありました。今回は、平成25年度以来2回目の受賞で、全国初の快挙とのことであり、心から祝福するとともに、研究成果がおおいに活用されることを期待するものであります。

また、同校は、県立高校再編の第2期実施計画において、県外から生徒を受け入れる「全国募集」導入校となっており、令和5年度以降に、県外から入学する生徒の受入態勢の整備を含めて、引き続き、同校の支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

さて、いまだ新型コロナウイルス感染症による経済への影響が継続している中、行動制限の緩和や県による「青森県お出かけキャンペーン」の6月末までの延長実施、国による「Go To Travel」事業も今後再開する見通しであるなど、観光振興の面からの経済回復に向けて明るい兆しも見えております。

その一方、ロシア・ウクライナ情勢を背景とする物資の不足や物価の上昇など、新たな課題も顕在化してきている状況であります。

常に町民の生活や町内事業者の経営に与える影響を注視しながら、しっかりと支援していけるよう、引き続きスピード感のある施策の展開に職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告12件、条例の制定等4件、令和4年度南部町一般会計補正予算案及び各特別会計補正予算案が3件の、合わせて19件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第3号から第9号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

報告第3号「南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援制度の運用を規定する改正人事院規則が施行されるに伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和や育児休業を取得しやすい勤務環境の整備など、条例を改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日に専決処分したもので

あります。

次に、報告第4号「令和3年度南部町一般会計補正予算（第8号）」であります。予算の総額は変えずに、新型コロナウイルス関連の交付金及び補助金を追加し、財政調整基金繰入金を減額する歳入予算の組替えを行うこと、及び、困窮世帯向け給付金と18歳以下給付金給付事業を繰越明許費とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第5号「南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。省令の一部改正に伴い、大都市圏から当町に本社機能に移転した事業者の固定資産税を軽減する際の要件となる期限を延長するなど、条例を改正する必要が生じたため、令和4年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第6号「南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部改正に伴い、住宅ローン控除の特例の適用期間を延長するなど、条例を改正する必要が生じたため、令和4年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第7号「南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。租税特別措置法の一部改正に伴い、条例で引用している箇所の項ずれを整理するため、条例を改正する必要が生じたことから、令和4年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第8号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した国民健康保険の被保険者等を支援するための減免基準が国から示されたことに伴い、当町におきましても基準に従い、一昨年、昨年に引き続き、国民健康保険税を減免することについて条例を改正する必要が生じたため、令和4年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第9号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の被保険者等を支援するための減免基準が国から示されたことに伴い、当町におきましても基準に従い、一昨年、昨年に引き続き、介護保険の第一号被保険者の保険料を減免することについて条例を改正する必要が生じたため、令和4年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第10号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」であります。令和4年2月1日、南部町大字剣吉地内で発生した里バスの物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、相手方との和解を成立させることについて専決処分したものを地

方自治法の規定に基づき報告させていただくものであります。

次に、報告第11号「令和3年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越明許費として翌年度に繰越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により報告させていただくものであります。

次に、報告第12号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」であります。継続費において、翌年度に繰越した通次繰越事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、継続費繰越計算書により報告させていただくものであります。

次に、報告第13号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越明許費として翌年度に繰越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により報告させていただくものであります。

次に、報告第14号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」であります。令和3年度の経営状況を説明する資料といたしまして、事業状況及び決算状況に関する書類を地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第41号「南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動にかかる費用の公費負担の上限額について、当町においても同施行令に準拠するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第42号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴い、地域経済や町民生活に大きな影響が継続していることから、国民健康保険の被保険者を経済的に支援することを目的に、一昨年、昨年に引き続き国民健康保険税を減税するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号「南部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。令和5年4月1日に統合する町立学校の名称及び位置を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号「財産の取得について」であります。配備から28年が経過し老朽化した名川第10分団の水槽付消防ポンプ自動車の更新に係る購入契約について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号「令和4年度南部町一般会計補正予算（第2号）」であります。「マイナンバーカード普及促進事業」に係る経費として8,564万3,000円を計上するほか、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等を支援することを目的に「困窮世帯向け給付金給付事業」

に係る経費として3,139万4,000円、一昨年、昨年に引き続き「特別プレミアム商品券発行事業」など、町独自の経済対策に係る経費として1億1,574万9,000円を計上するなど、歳入歳出予算の総額に3億3,005万6,000円を追加し、予算の総額を116億1,491万4,000円とするものであります。

次に、議案第46号「令和4年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」であります。物価の高騰に伴い、給食賄材料費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に320万円を追加し、予算の総額を1億8,362万円とするものであります。

次に、議案第47号「令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。国民健康保険税の減税による減収分を財政調整基金繰入金により補てんするための歳入予算の組替えを行うほか、新型コロナウイルス感染等により就労できない場合に支給する傷病手当金を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に30万円を追加し、予算の総額を22億8,053万3,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒原案のとおりご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、陳情第1号「「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」を議題とします。

本日までに受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、配布いたしました請願（陳情）文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

　　6月6日は午前10時から本会議を再開いたします。

　　本日はこれで散会します。

（午前10時28分）

令和 4 年 6 月 6 日（月曜日）

第 1 0 9 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第109回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年6月6日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 中 舘 文 雄

1. 新型コロナウイルス感染症の当町における現況と対策について
2. 県立名久井農業高校への存続に向けての支援について
3. テレビ放送難視地区の調査結果と対策について

9番 八木田 憲 司

1. 中学校における少人数学級を実現するための町の対応について

1番 工 藤 愛

1. 町長公約の「特色ある観光」と「ペット火葬場」について

16番 川守田 稔

1. 最高裁上告に係る臨時議会開催のための費用等について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工 藤 愛 君	2番	松 本 啓 吾 君
3番	久 保 利 樹 君	4番	夏 堀 嘉一郎 君
5番	坂 本 典 男 君	6番	滝 田 勉 君
7番	西 野 耕太郎 君	8番	山 田 賢 司 君
9番	八木田 憲 司 君	10番	中 舘 文 雄 君
11番	工 藤 正 孝 君	12番	夏 堀 文 孝 君
13番	沼 畑 俊 一 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	久保田 敏 彦 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	石 橋 一 史 君
商工観光課長	北 上 隆 広 君	建 設 課 参 事	松 橋 悟 君
会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君	医療センター事務長	岩 間 雅 之 君
市 場 参 事	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	西 舘 昌 男 君	社会教育課長	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	舘 崎 あつ子	総 括 主 査	坂 本 裕 昭
主 事	柴 田 和 香		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） ただいまから、第109回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようお願い申し上げます。

これより通告順に従って順次発言を許します。

10番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（10番 中舘文雄君 登壇）

○10番（中舘文雄君） おはようございます。

私は、今定例会に臨むに当たり、世界経済にも大きな影響を与えておるロシアによるウクライナへの侵略行為等により発生している現在の国内における物価の値上げの状況等による地域経済の落ち込みや、いまだに終息の兆しさえない新型コロナウイルス感染症拡大に対する地域の状況や、今後の対策について、また、県立高校再編第2期実施計画に盛り込まれた名久井農業高校の存続に向け示された立地町としての支援体制の確立と対策について、そのほか第101回定例会でも質問しましたテレビの難視地区の経費助成について、前回の答弁では、町全体の公平性などを考慮しながら検討したいとのことでありました。具体的対応につきましては、各団体の実績を調査した上での検討を約束したものと思っておりますので、その後の調査の結果と対応について、以上の3項目について、通告に従いまして順次質問してまいります。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関わる当町における現状と対策についてであります。

3年目を迎えたコロナウイルス感染症問題であります。初めは、感染拡大防止のため、新生活様式が進められ、町民も率先してその生活を取り入れて、一日も早い終息を願ったわけですが、ウイルスの闘いは、過去にも国内の問題だけではなく、全世界の人類を巻き込んだ闘いだったと記録にあります。

政府も感染防止対策や、支援対策等を講じているわけですが、長期間にわたることによっていろいろな問題が発生してきました。

町内においても、国または県の方針に基づきまして新生活様式の徹底や、ワクチン接種等により感染拡大防止に努めておりますが、地域の活動や地域を巻き込んだ各種事業実施にも大きな影響が出ております。そのことは、町内の各産業の活動にも大きな影響も出ていることは言うまでもありません。

しかしながら、我々は共に手を携えてこの難局に立ち向かわなければなりません。日々、刻々と変化する状況であります。現在までの当町の現状と対策について、次のことを質問いたします。

1点目は、当町においてワクチン未接種者の現況と、3回目接種者の状況と、ワクチン接種に向けての今後の対策についてお尋ねいたします。

2点目は、コロナ禍の中で疲弊した地域経済の再生策と町独自の支援策、経済対策についてお尋ねいたします。

3点目は、3年目を迎えたコロナ禍の中で新たな町の活性化対策の対応をどのように考えているのかお尋ねいたします。

次に、名久井農業高校への存続に向けての支援について質問いたします。

この問題は、平成26年から始められた県立高等学校将来構想検討委員会等で検討され始め、私は三八地区で開催された懇談会や意見交換会の会議は参加して傍聴してきました。この背景は、生徒数の減少により現在行われている活力ある教育活動の維持が難しくなるとの方向性が見えてきたことでした。

平成30年度から令和4年度までの第1期実施計画では、郡内の2校の閉校が決定したわけですが、令和5年度から第2期実施計画で、生徒数の減少をカバーする方法として、県立高校への全国募集の案が示されました。

そこで課題となるのは、県外生徒の生活の場の確保が明示され、高校の立地する自治体の協力体制が必要となり、それぞれ協議の上検討に入ることになっております。

新聞等で、当町の指針に対する計画の一端が示されておりましたが、町民にも広く理解をいただく必要がある問題だと思いますので、次の質問をいたします。

1点目は、来年度から導入を予定している名久井農業高校への生徒の全国募集に対する立地町としての具体的な支援方法についてお尋ねいたします。

2点目は、町政運営の中で考えられる名久井農業高校への支援と対策についてお尋ねいたします。

次に、テレビ放送難視地区の調査結果と対策について質問いたします。

さきの第101回定例会において、私は、難視地区の現状について説明をして、共聴組合の運営、経費負担の助成について質問いたしました。答弁の中では、町全体の公平性を考慮しながら経費の負担状況については実態を調査した上で検討したいとのことでしたので、改めて次のことを質問いたします。

1点目は、各団体の運営の方法と施設維持のための費用と管理並びに補修等の費用の調査結果について、お尋ねいたします。

2点目は、今後の考えられる対策についてお尋ねいたします。

以上、通告に従いまして質問してまいりました。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館議員にお答え申し上げます。

まず、当町におけるワクチン未接種者の現況と3回目接種の状況と今後の対策についてであります。本定例議会の開会の挨拶でも申し上げましたが、現在の当町における新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてお知らせいたします。

1回目の接種率は91.0%で、未接種者は1,540人、2回目の接種率は90.3%で、未接種者は1,652人となっております。

3回目の接種率であります。現在、令和3年12月までに接種した方を対象に接種をしており、接種率は78.2%で、2回目完了者のうち、未接種の方は2,394人となっております。

今後の対策につきましては、全国共通の課題であります若年層への接種を積極的に進めていくため、接種しやすい体制として、夏休み期間中に、接種日を設けることで接種機会を増やし、接

種率の向上を目指してまいります。

また、4回目の追加接種につきましては、国から示された事務連絡に従って進めております。60歳以上で3回目接種から5か月を経過した方を対象に、5月26日から順次接種券を発送し、接種については、6月10日から進めていく予定としております。

次に、コロナ禍の中で疲弊した地域経済の再生策と町独自の支援策・経済対策についてですが、新型コロナウイルスの発生から3年目となり、これまで町民の皆様や事業者の皆様の経済活動の自粛や行動制限が長期にわたっているところであります。

また3回目のワクチン接種が進んでいる現在においても感染症拡大の鎮静化が見えないことにより、心理的な影響による購買活動の自粛や低迷が続いており、議員ご指摘のとおり、コロナ禍での地域経済の疲弊がうかがえるものと承知しております。

当町では、独自の経済支援策といたしまして、令和2年度から2か年にわたり5,000円の商品券に額面50%を上乗せした「特別プレミアム商品券」の販売や、売上げが減少した事業者に対する「事業者持続化支援金」の交付をはじめ、「農畜産業先行型持続化給付金」や「大学生を持つ親等への支援金」の支給を行ってきたほか、令和2年度には、商工業の創業及び事業承継並びに新型コロナウイルス感染症対策に要する費用の助成を目的とした「商工業者コロナ対策補助金」の交付、令和3年度には、稲作農家に対し、外食産業の低迷による米価の急激な下落の支援及び営農継続支援を目的とした「米価下落緊急対策支援金」の支給を行ったほか、住民税非課税世帯を対象とした「特別プレミアム商品券」の交付を行うなど、「今困っている人を、今すぐ支援する」各種の経済支援対策を行ってきたところであります。

本年度においても引き続き町民の皆様を対象とした3万セットの「特別プレミアム商品券」の販売、事業者の皆様を支援する「事業者持続化支援金」の交付の継続が必要と考えているほか、新たな支援策として、商工業業者の皆様が売上げの向上を目指し、独自に展開する販売戦略に必要な広告費などの経費を助成する「販売促進事業費補助金」の創設を考えており、本定例会において、商工費に総額1億1,574万9,000円の補正予算を計上し、ご審議いただくこととしております。

また、令和4年度当初予算においてご承認いただきました新規の創業を支援する「創業事業費補助金」や、店舗などのリフォームを支援する「商業店舗等リフォーム補助金」、飲食店の活性化を図る「三町食べ歩きスタンプラリー」の実施のほか、小規模事業者経営改善資金の利子補給の中小企業融資制度における保証料補給なども含め、多方面からの経済支援及び対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、3年目を迎えたコロナ禍の中での新たな町の活性化策の対応についてであります。昨年12月、総務省地方財政審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と令和4年度の地方財政への対応等についての意見として、「グリーン社会の実現」、「デジタル田園都市国家構想の実現」、「防災・減災など国土強靱化の推進」、「地方創生の推進」などを示しております。

町としましては、これら国の意見などを踏まえつつ町の産業構造や経済活動状況などを注視し、感染症を乗り越えながら活力ある地域社会の実現に向けた施策を講じてまいります。

関連経費は、本定例会へ提案した補正予算に計上しておりますが、主なものとしましては、先ほど申し上げました商工業者に対しての支援のほか、農業に関しては、農作業の省力化のためアシストスーツ整備への助成、学校や公共施設での感染拡大防止対策費を追加するほか、自費によるPCR検査費用などの半額助成を行うこととしております。

財源としましては、令和4年3月定例会で、中館議員からご質問いただきました県の新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業補助金のほか、国の地方創生臨時交付金を充当することとしており、詳細につきましては補正予算審議の際、改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、県立名久井農業高校への存続に向けての支援についてお答え申し上げます。

まず、来年度から導入される生徒の全国募集に対する立地町としての具体的方策についてであります。令和5年度の入学者選抜から2名の県外生徒を受け入れる、いわゆる全国募集を行うに当たり、青森県教育委員会に提出した当町の支援計画における県外生徒への5つの支援策を申し上げます。

1つ目は、下宿費用の助成であります。具体的には、下宿費用の想定額4万5,000円に対し、1万円の助成を行うものであります。

2つ目は、医療費の助成であります。当町に住民登録を行っていただくことを条件に、町内の高校生と同様に費用の全額を助成するものであります。

3つ目は、生徒が帰省する際の交通費の助成で、費用の2分の1を年4回まで助成するものであります。

4つ目は、保護者が南部町にいらした際に、町内の宿泊施設を利用した場合、その金額を助成するものであり、4人泊分を上限とするものであります。

5つ目は、出身地の自治体に奨学金制度がない場合に限り、奨学金を貸与するものであります。

次に、町政の運営の中で考えられる名久井農業高校への支援と対策についてであります。1つ目は、交流推進課の事業として行っているものですが、平成30年度から、主に名久井農業高校

生徒の人材育成を目的に助成事業を展開してまいりました。令和3年度からは、「名久井農業高等学校みらい人材育成事業」として、高校の研究・実験活動を支援する事業を展開しているところであり、今後とも継続してまいりたいと考えているところでもあります。

2つ目以降としては、先ほど申し上げました支援計画書に掲げた高等学校の魅力づくりのための取組であります、町職員のドローンパイロットの派遣や、学校活動・部活動に対する行政バスの貸出し、寮生に対する南部町産米・食材の提供を行うこととしております。

さらに、本定例会の補正予算にも計上させていただいたところではありますが、生徒の全国募集に関し、高校と地域及び行政の連携体制の構築、下宿先及び県外生徒の募集活動を担う高校魅力化コーディネーターを配置することとしており、ストックホルム青少年水大賞2020のグランプリ受賞など、数々の受賞歴を誇る名久井農業高校の一層の魅力化を図りつつ、地方の高校への進学を希望する生徒やその保護者と学校との出会いの場を提供する一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが運営するインターネットサービス、「地域みらい留学」における効果的な情報発信や、首都圏における全国募集PR活動への支援も計画しているところでもあります。

引き続き、県立名久井農業高等学校が、当町で存続し続けられるよう学校側の要望も伺いながら、緊密に連携するとともに、さらなる魅力化を推進し、一層光り輝く存在となれるよう支援を継続してまいりたいと思います。

当然、名久井農高、そしてまた県教育委員会とも関係がございますので、3者の継続的な連携が必要だと思っております。

先般、来年の冬季国体の会議がありまして、その席上、県教育長もお見えになっておりました。県教育長のほうから「名久井農高に対する南部町の支援に心から感謝を申し上げます」と、こういうお言葉もいただきました。町としても、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、テレビ放送難視地区の調査結果と対策についてお答え申し上げます。

議員ご案内のとおり、令和3年6月定例会において、地上デジタル放送共同受信施設の維持管理費への財政支援に関する質問に対し、私からは、「町内の組合の状況を調査した上で、公平性を勘案し検討したい」との答弁をさせていただきました。担当課において、共同受信組合の状況を調査しましたので、遅くなりましたが、その結果を報告させていただきます。

現在、町内には7つの共同受信組合があり、2,500円から6,000円の年会費を集め、共架料や電気料などに充てているほか、加入金の負担がある組合やNHK受信料を含めて徴収している組合など、負担金の内容に差異がありましたが、多くの組合では、加入世帯の減少に不安を感じてい

るとのご回答をいただきました。

地上デジタル放送の共同受信施設を整備した際は、施設の維持費や修繕に係る経費は各組合で対応していただくようお願いしたこともあり、いずれの組合でも維持管理費を賄いつつ、繰越し余剰金や積立金などを確保していただいております、町としては、これまでの組合のしっかりした運営に感謝しつつ、現状のまま各組合で対応していただきたいと考えているところであります。

なお、今後、施設の大規模な修繕や経年によって更新が必要となった場合は、施設や組合の規模などに応じ、個別に対応したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます

組合によっては先ほど申し上げましたNHKの受信料も集めていると、そういう組合もありますので、それぞれの組合の組合費、加入費というのがまちまちであるということでございますので、そういう部分もしっかりと含めながら考えていかなければならないと思っております。

以上、私から答弁いたしました。再質問等についての詳細の部分がございましたら、担当課長等々からも答弁してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） ただいまの答弁はしっかりと承りました。

まず質問いたします。

先に、コロナ関係ですけれども、未接種者の方、これいろいろ事情というか理由があると思いますけれども、こういう方々に対して町としてどういう対応をしているかということをもっとお聞きします。

個人の自由で私はやらないって人もあるかもしれませんが、またいろんな体の都合でやれない方もいるかもしれません。ただ、我々が一番心配しているのは、未接種者の方が発生源にならないように、なってはいけないっていう気持ちがあるものですから、未接種者の方にどういうふうな対応をしているかってまず聞いておきたいんですよ。ですから、そうしないと相手の人が接種していないって知らないで会合なんか出て行って、もしそこから原因が発生してその人が感染して別の人に感染していくってことになれば、いろんな問題あると思いますのでその辺の対応の仕方ですね、どういうふうに今までその未接種者の方々に対応してきたかということ。

それから、そして一番接種する方で副作用だとか後遺症というのを心配される方が大分ありました。それに対して、町でせっかくですけども医療センター、医師もいます、町には。ですから、

医師の方から講演といいますか、何か会合の中で、いろいろな形でその医師の立場からの助言、そういう話を聞く機会っていうのが今までなかったんですよ、この2年、3年あってもなかったんです。担当職員の方は一生懸命やっているのはわかりますけども、少なくとも医師として副作用、後遺症に対する対応の仕方とか、今後こういうふうにしたほうがいいのかという私はあってもいいんじゃないかと思う。そういう機会をつくる予定が今後もないのか。私はやっぱり専門医、医者っていう立場からの身近に接している町民からすれば、その先生のお話というのはやっぱり貴重なお話として聞けると思いますが、そういう機会を私はぜひ設けるべきだと思うんですけども、その辺についての考え方があればお聞きしたいと思います。

それから、地域の経済対策、今、町長のほうからいろいろ、今までもやってこられましたし、これからもやるっていう話がありました。その中で農家の方にも助成、その他は考えているっていうんですけども、例えば農業の方で、農業、観光その他で活動している方また、グリーン・ツーリズムをされている方もあります。県のほうでもそのグリーン・ツーリズムに対する対策は発表されていましたが、町内のそういうものを主に中心となって活動している方々への町としての支援体制、どういうふうに考えているのか。それをお聞きしたいと思います。

それから、3項目になります活性化対策といいますか、その辺についてですね、もうちょっと踏み込んだ事業、その他に対しての対策っていうのはもう積極的にやっていく必要があるだろうと思っています。ですから、町民に今までどうしても町民は行動制限といいますか、行動に対する制限、制限、制限という形でずっとやってこられていますから、その辺がですね、これからどういう形で少し開放していくか、改善していくかというのは、これは自治体としても考えて、国、県の考え方もちろんありますから、マスクの着用の問題から、会合の問題からいろいろ出ていますけれども、町としてですね、やっぱり自治体として考えていく、この辺までは何とか南部町はやってきましょうっていう方向性が出ればですね、町民もまたその辺について考える余地があると思います。

それから、私どうしても今、ちょっと気になっていますのが学校ですね、学校の授業、その他イベントっていうのは我々地域、保護者は恐らく参加していると思います。今までずっと地域のいろいろな形で苦労された方々も案内を受けながら参加している。これが2年間ぐらいまるっきりやっていない学校もあります。名川中学校は去年というか令和2年のときは、校長先生の配慮だと思いますけれども、案内を受けて、何人かの議員の方が参加していますけれども、そういう学校行事に対する考え方、これは委員会として呼ぶなって言っているのか、あくまでも学校長に任せて、学校との判断で全てやらせているのか、学校長によってはもう一切外部の人間を出入り

させないようなやり方をしているように私は見えて仕方ないですよ。それほど議員というのは、感染の根元になるような立場でいるのかなと思います。もう少し融通性を持った形というのは、学校行事、特に今年度は、最後になる学校があります。もう今年度で閉校になるという学校がありますから、地域の人も気にかけていますし、またそれぞれ今までやってこられた方々も、というのは2年行ってないと、新しい先生の顔も知らないですよ。名前ぐらいは広報で出ていますから分かりますけれども、どの先生がうちの学校の先生か分からないという住民が、私は大半だと思います。

その辺はもう少し柔軟性を持って、もうそろそろですね柔軟性を持って、それは全員何百人も集めろということじゃありませんけれども、それなりの立場の方々にはやっぱり参加してもらいながら、そこで大声で話はしなくても、それは規制はかけてもいいと思いますけれども、それぐらいの私は配慮があってもいいんじゃないかと思って見ていました。

ですから、その辺について教育長から、どういう指導というか、町として、校長先生に全てを任せているのであれば、これは校長の判断ということなのだと思いますけれども、その辺のところをもし今までの、今年で3年目に入りました。特に今年度はそういう閉校する学校も出てきている状況でありますから、ぜひその辺は考慮していただきたいというふうに思います。

ちょっとさっきコロナの問題で私、県の懇談会に出たときにですね、特色ある学校をというそれを各立地町でも考えてもらいたいというのが、教育委員会から発言があって、それをおかしいんじゃないかという私は反論したことがあります。どういう学校をつくる、どういう高校にするというのはやっぱり県の教育委員会の方針がはっきりしていなきゃ駄目じゃないかっていうのは、なぜ私、こういう県の教育委員会の方針といいますと、農学校も私も出入りして、10年のうちに校長先生が5人替わっています。2年ぐらいしかいません。学校長によっては、「私は学力中心に選抜やります」と言う校長がいるんですよ。「地元の学校関係ありません。地元の卒業生だから優遇して受験、合格させる。私はそうしない。あくまでも選抜ですから、学力を中心にした試験の結果によって、定員に満たなくても私はそうします」と言う校長もいましたよ、私、会って話をしていますから、5人の先生に全部会って話ししています。

だから、そういう特色ある学校をつくり出すとなればですね、県立高校ですから、町独自でこういう学校にせいでなかなか幾らうちの町長が行って、話すって恐らく職員、学校長、職員がそういう気持ちになっていなければ、今までどおりの学校、生徒数が減るのはそれは、生徒が応募してこないからだというぐらいの考えを持っている方もいました。私は現にそういう話をして、「いや、何とか二、三人だったらね、先生方行って、中学卒業生にうちに来るようにやって

くださいよ」って言ったら、「いや、学力を私は優先で選抜しますから、そういうことはしません」と、そういう職員もいましたから、今改めて言いますけれども、そういうひとつ特色ある学校をつくり出すのに、いかに立地町が一生懸命になってもやっぱり県の高校ですから、そういうことがありますから、ぜひそこは機会があったらですね、その辺のところを一生懸命やってもらいたいと、私はだからそれは知っている県会議員にも、県の本会議であれ、委員会であれ、議論をしてもらいたいというふうに言ったことがあります。実際に一般質問でそういう質問をした議員もいますけれども、ですから、どういう学校を三八の農業というのはどこの学校が指導するかというのを考えて、八戸の県会議員も言いました。

ですから、去年、令和2年のだと八戸の生徒が38人、南部町出身の生徒が39人でした。八戸と南部町が同じぐらいの人数が農学校に入っています。だから、そういう状況がありますから、ひとついろいろな機会があったら、その辺のところをぜひ出席された委員の方々といいですか、教育長、町長は直接ということはないと思いますけれども、教育長か学務課のほうから恐らくそういう計画する段階では行くと思います。その辺はぜひ検討の課題に上げておいてもらいたいと思います。

それからこの下宿先の確保ではですね、さっき町長のほうから計画書を見ましたけども、私はね、逆に実際に下宿をやってくれる家庭といいですか、に補助が必要じゃないかなと思っているんですよ。そこまでやらないと恐らくなかなか難しいと思います。男女どちらが来るかもひとつ、2人の中の男女どうというのは聞いていますか。男女なのか、男性だけなのかというのは県のそういう会議の中ではそういう発言はなかったんですよ、人数はあったけれども、もしかすれば男女混合すれば、下宿は同じ部屋というわけにはいかない、やっぱり2軒の下宿先を確保しなければいけないとか、いろいろな状況が出てくると思いますので、その辺がですね、ぜひ下宿先への補助支援というの、ある意味町としては独自に考えてあげないと、満足する下宿先じゃないという蹴られればね、立地町の計画がずさんだと言われかねないものだけれども、今の県の教育委員会の考え方からすれば、あくまでも立地町が準備してもらいたいということですから、その辺はもうちょっと具体的に検討してもらいたいのがあります。

だから、最終的には恐らく下宿生には負担なしの下宿先をうちで用意しますというところまでやらないと、県のほうであんたたち努力不足じゃないかと言われかねないものだから、その辺をちょっと確認しておきたいと思います。

それから、共同受信の件でちょっと、今、町長のほうから今のままでっていうことでした。私がなぜ問題をもって、NHKその平成23年の地デジ放送が始まる前はですね、映らないときNHK

が全て設備して、今現在でも1,000円ぐらいの負担金で、会費でやっている難視地域もあります。全てNHKが全部、建物を建てて、それ以後の経費もNHKが全て見ているんですよ。その代わり、受信料契約は間違いなく結んで年間2万4,000円ぐらいの金額は家庭から徴収して、全てNHKでやっている難視地域もあります。ただ、平成23年に、地上デジタル放送になってからです。組合も負担を求められた。違うんですよ、同じ難視地域と言っても、ですから私が101回目のときも言っているのは、必要なものは自分たちもやるけどもこれとこれはということで、電気料と共架料、これは平成23年の制度が改正されてから発生した問題なんです。制度が改正されていなければ今まで負担がなかったのだから、ところが、国で制度改正して難視地域を発生させて、映らないところは自分たちで金を出してテレビを見なさいというような感じなんですよ。

だから、その部分について何千円かです、1戸当たりの負担金が何千円か、その分については恐らく私は、地方交付税の対象算定要素にもなる金額だと思っているから質問しています。これは担当者のほうで少し国のほうとも折衝をする余地がある問題だと思いますよ。これは制度改正されて発生した金額なんですよ、その共架料だとか、電力料というのは。ただ、アンテナ壊れたとか、何かが壊れたのは、これは一般家庭と同じように我々も負担して直しています。雷で故障した、大雪で故障したというのは、自分が建てた個人の人でもアンテナが故障すれば、自分で買って、自分で直しています。その金は我々も組合として負担しています。じゃなくて、制度そのものの施設を維持するための電力料だとか、共架料、これはですね、ほかの人は誰も負担していないんですよ、組合員だから負担している。組合員だけ限定された負担金が発生しています。これは私は、ぜひ行政のほうでも考えてもらいたい。そして初めて平等になると私は思っています。

ですから、これは私もある程度ちょっと調べたんですけどこれは、そういう地域、山間部を多く持った自治体が、そういう住民が多くいるということなんですよ、制度を変えたおかげで。平地のところはそういう組合もつくる必要はないし、普通にテレビ、アナログ放送からデジタル放送に制度が改正されようが、何にも影響なく見ているんですよ。ただデジタル放送になって初めて発生したのが山間部、離島、こういうところには、最初に町長の話があったように、施設を整備するときには国で3分の2の補助を出して、3分の1は自分たちでと、ただその中に、NHKがそのうちの何割かは負担してください。それから、各自治体でもどういう金を出したか、私はそこまではそのときには分かりませんでしたけども、交付金の中がやりくりするのか、単独の町独自の金を出しているか、私そこまでは調べませんでしたけども、そういう制度改正されたために発生した負担金ぐらいは、行政で考える、それは当然、地方交付税の算定要素にも私は換算できる。それは全国の南部町が第1号になってもらいたいんですよ。これは絶対起きてくる問題で

す。それをずっと永久的に負担。

というのは私が10年間自分たちで金を払って、10年間の実績をつくりました。年間これぐらい金かかるとはっきりしたものですから、私はこういう質問して、去年からこの問題を起こしている一つのあれです。ですから、全額全部負担してくれということじゃなくして、一般のテレビ見ている方と同じ負担は我々はやりますけども、制度を改正したおかげで発生している金額、それに対しては、これは、私は絶対地方交付税で対応できる算定要素になるというふうな確信の下で質問していますから、ぜひ担当者のほうでもその辺はこれを考えていただきたい。この辺についての考え、この3項目に対しての質問、答弁をお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 中館議員、県の教育委員会への方向性というのは、ちょっと通告外になりますので、次回にしてください。

それでは、答弁を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 中館議員からコロナのワクチン接種に関して2点ほどのご質問いただきました。

まず、コロナの未接種者への対応ということでございますが、未接種者の動向については特に調査のほうは行っておりませんので、明確なお答えはできませんけれども、他の予防接種においても未接種の方は一定数おられます。接種しない方はアレルギー等があり、接種が困難な方、また、副反応が心配な方、また、接種したくない方などいろいろいらっしゃいますけれども、県のほうでも接種率を向上させるために、ノババックスの接種を、会場は青森のほうになるんですが、ノババックスの接種、また、広域接種は、青森市、弘前市、八戸市のほうで、土・日曜日に接種ができるような会場等も設けておりますので、こちらのほうで未接種の方が接種しやすいような対応もしておりますので、そちらで対応しているというような状況となっております。

2点目の副作用について、医師等の講演等の機会を設ける予定はないのかというご質問でしたけれども、副作用に関しましては、今までも接種券のほうに同封して、こういう副作用がありますとかお知らせはしておりますし、また、後遺症に関しましては最近よく新聞とかテレビ放送等でも報道されているようなところですよ。町といたしましては、副作用に関してとかですね、そういったことに関しましては毎戸配布で4回目の接種等のお知らせをする際にですね、そういった後遺症とかに関しましては住民の方にお知らせしていきたいと考えております。

簡単ですが、以上になります。

○議長（夏堀文孝君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） 私からは町内の農業観光者への町の支援についてお答えさせていただきます。

現在、町では農業体験宿泊等の受入れ事業者には、民泊受入れ環境整備費及び、民泊事業者の入浴施設料補助金を交付しております。民泊受入れ環境整備事業費補助金においては、令和３年度から、コロナ感染防止対策に要する整備費として、空気清浄機、被接触式体温計などを追加しております。

また、通年農業観光の方々には、今年度、受入れ農家の負担軽減を目的に、来園者が次年度以降、一度来園した園地に迷わず訪れることができるよう、各園地までのＱＲコードを入れた誘導看板設置に関する費用助成をしております。今後についても継続して受入れしていただけるよう、支援内容を研究してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、私から企画財政課が所管している部分についてお答え申し上げます。

まず、コロナに関しまして地域活性化対策、あるいは今後の踏み込んだ対応はないのかというご質問でございますが、先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、本定例会への補正予算に関しまして必要経費は計上させていただきました。なお、今回の補正予算でございますが、令和３年度からの国、県のコロナ対策費の繰越しをした財源を充当してございます。国からはですね、国の先般成立しました補正予算で、恐らく南部町に１億円ほど追加で臨時交付金が来るのではないかと想定されておりますし、また一部報道によりますと、選挙後に大型補正予算を組むという情報もございます。よって、これらの情報を総合的に勘案しまして、今後、必要な経費、経済対策なども含めまして、臨時議会なり、９月補正予算なりに所要額をまた計上しまして、議員の皆様からご審議いただきたいと思いますと思っております。

それから、テレビ難視地区に対してでございます。

中舘議員から数回にわたりましてご質問、ご提言をいただいております。実情は重々承知して

おりますが、共同受信施設整備に当たりましては、維持管理費は加入世帯で負担していただくということをご了承いただいておりますし、さらに、テレビ視聴に係る経費を個人で負担することが困難であるかどうかという実情をですね、全ての世帯について把握し、公平性を比較するということは、相当困難であるというふうに考えまして、総合的に町では勘案しまして、また、財政も所管している私の立場からしますと、この場で、「はい、助成をします」というふうなことはお答えできないということをご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、私からはコロナ対策について経済面の部分ではなくて踏み込んだ町としての対応、ここまでは町として考えていますという部分でございますが、現在、新聞報道等でもありますように、例えばマスクの着用についても、もうこの場面では外してもよいのではないか、あるいはこの場面ではやはりマスクはつけましょうというような政府の方針が示されてはおりますが、やはり人の気持ちというのはなかなかそのように簡単に、次は右、次は左というふうに動かないのが現状でございます。しかし、我々は、国、あるいは県の方針につきまして、基本的には広報を利用しまして、また、あるいは去年おととしのあたりは行政員の方々に個別に通知を差し上げたこともございます。そのような形でですね、その現状現状で、国、県の方針につきまして、分かりやすく伝える努力はこれからもしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 中館議員の学校イベントに関してお答えいたします。

現在は学校行事については保護者のみということで、私のほうから各学校に指示しております。というのも、昨年の児童・生徒のコロナの感染者は18名でした。ところが、今年に入って、4月で13名、5月で24名と、昨年をはるかに上回っております。そして、先ほど接種率の話も出ましたが、10代が非常に低くて、小学生がさらに低いという接種率になっておりますので、それから八戸方面でも学校関係のクラスター非常に多く発生しておりますので、当面は、この形で進めていきたいと考えております。

それから、名久井農業高校の件ですけれども、校長先生の話は、私の管轄外なので何とも言えませんが、下宿先については、県教委のほうから２人ということで、男女別じゃなくて、合計２人と、県教委のほうでは最大10%募集してもよいということになってはいますが、うちのほうの町の場合だと、下宿、住環境を整えて受け入れるためには、２人が限度だろうというふうに考えております。先ほど男女別とかありましたので、これからですね、建設課のほうでリフォームの関係の資金とかがあるようですので、その辺は建設課と相談しながらやっていきたいと思っております。その辺もこれから研究していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。中舘文雄君、時間が少ないので。

○10番（中舘文雄君） １つですね、コロナ関係でさっき、医師のそういうのは予定しないで文章で配布、文章じゃない、私が言っているのはね、声で医者が説明するのと文書で配布されるのと全然違うんですよ、受けるほうが。ですから、ぜひ医者は忙しいでしょうけれども、そういう機会は、何人参加するかまでは私、分かりませんが、ぜひそういう機会をつくったほうがいいと思います。後遺症とか、こういうものをさっき教育長のほうから、やっぱり接種率がぐっと低いということであれば、担当者が行って説明してもやっぱり納得しない、保護者に説明しないと、子供は保護者の意向が強いものですから、やっぱり医者が行ってその場でこういうことですよってちゃんと話ししてあげるそういう機会をぜひね、せっかく医療センターを持っている医者がいる町ですから、ほかから頼んでくるんじゃなくて、その町内の中でやれることはぜひやっていただきたい、それを考える余地があるかどうか分かりません。それについて検討すべきじゃないかと私は思うんで、その辺についてひとつお伺いしたいと思います。

それから、この難視地区の問題、さっき財政的にという課長から答弁ありました。それじゃあ本当に私が言っている共架料、電力料、金額が幾らなんですか、調べた結果、本当に財政に影響するほどの金額ですか、私はそんな金額じゃないと思います。ほかに出す補助金、その他全部考えてもね、そんなにべらぼうな金額がこの補助事業をしたからって、町の財政に影響するような金じゃない、金額を調べているのであれば金額を教えてください。

それともう一つ、町長にぜひ答弁を最後をお願いしたいんですが、この難視地区に対する基本的な金額に対する補助事業に対して、本当に必要ないのか、これが公平性を欠くのか、私は疑問です。ですから、ぜひ交付金対象になるはずですから、ぜひこれは担当者が、国のほうとのそう

いう折衝をするべきだと思いますが、その辺についての考えが、もし町長のほうであればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 難視地区については、いろいろ調査もしましたが、まだまだ調査することは、検討していくことは必要になってくるだろうなと思っております。基本的には皆さんひとしくまず、テレビを見られる電波が届く、そういうことが大事になってくるだろうと思っておりますので、ただ、私ども難視聴地区に限らずいろいろな分野において同じようなことを行っているのもまずあるわけですので、そういう他の部分はそういうやり方をしているかどうか、そういうのも、全体的としては考えていかなければなりません。少しまた調査検討させていただいて、進めていきたいなと。

それと中館議員さんのほうから交付税に算入されているのではないかと、まず想定だと思いますけれども、そこは本当にされているのかどうか、恐らく交付税の場合は、何に算入しているということは数字出てきませんので、我々も入っていますよって言っても、本当に入っているのか分からない。それが交付税の実態でもありますので、一応は算入されているかどうか、その辺はちょっと確認をさせていただきたいなと思っております。

いずれにしても中館議員さん自身もその地区でございますし、多くのまた7か所ですか、ありますんで、そこはまたできればどうすればいいか、支援するとしたらどの部分になるのか、完全な全くこれ個々につくわけですからね、やはり逆に言えば、一般の住宅、私のところは正直デジタル化になったら逆に聞こえなくなりました、そういうのもあって、それが個々の家につくわけですから、そこはかなり優遇される。そこにじゃあ100%でいいのかという部分もありますんで、担当課のほうともう1回検討していきたいと思っております。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 先ほど、中館議員から副作用の医師からの講演会等の質問がありましたけれども、こちらに関しましては、現在はワクチン接種に関して、接種のほうに全力を今まで傾けてきたものですから、そういった接種副作用の説明にまでまだ手が回らないような

状況でしたが、医師のほうとも相談してみても、どうなるか分かりませんが相談して、進めてみたいなと思っております。

ただ、接種に関しましては個人の意思によるところが大きいので、あまり過度にそういった講演会等やってですね、勸奨というふうな形にならない形でですね進めていければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩します。

（午前11時00分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を続けます。

9番、八木田憲司君の質問を許します。八木田憲司君。

（9番 八木田憲司君 登壇）

○9番（八木田憲司君） おはようございます。

本日は、向小の子供たちが傍聴においでいただきました。大変ありがとうございます。

そして次に控えている工藤議員の傍聴に、答弁のときに余り影響しないように、なるべく早めに終わらせたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日、私は、通告しておりました中学校における少人数数学級を実現するため、町の対応について質問させていただきます。

昨年6月に、第106回定例会の一般質問において、工藤愛議員からも学校統廃合に合わせて少人数数学級の実現についての質問がありましたが、私の今回の質問は、令和3年の法律改正により40年ぶりに小学校の学級編制の標準人数を40人から35人に令和7年までかけて段階的に引き下げることが決まりました。しかしながら、今回の法律改正において中学校は対象になっておらず、

今までの40人学級編制のままです。このままでは中学校における少人数学級の実現は難しいと考え、質問に取り上げました。

今、教育現場では、GIGAスクール構想において、1人1台の端末を使用するため、机を大きいものに変えなければなりません。コロナ禍における対応として密を避けることも必要になります。そのためには今の南部町における各中学校の生徒数を考えますと、学級編制につきましては1学年においてクラス替えのできる規模の1学級20人から25人くらいの少人数学級になることが必要だと考えます。

令和5年度の南部町内の中学校への入学予定者を見ますと、南部中学校は23名、名川中学校は45名、福地中学校は39名の予定になっております。今の40人学級編制ですと、福地中学校、南部中学校は単式学級の編制になります。さらに福地中学校につきましては狭い教室の中で39名の生徒が授業を受けることになります。以前、中学校の担当の先生から伺ったことですが、狭い教室に40名弱の生徒が入り授業を行い、指導していくには大変な苦労があると聞いたことがあります。生徒一人一人に目が行き届かないということだと思います。

名川中学校につきましては、何年かは複数学級の編制はできますが、令和7年度の入学予定者は37名になり、初めてかと思えますけども単式学級の編制になると思います。このように1学年の人数が40人以下になることはこれからも数年置きに続くと思います。

今回の質問で、少人数学級の実現を取り上げましたことは、教室のスペースの問題だけではなく、学力向上にも大きなメリットが望めるからです。例を挙げますと、秋田県の取組で「少人数学習推進事業」というものがあり、2001年から事業を開始しております。学級編制の標準人数を30人にするという取組ですが、2020年まで19年間かかりましたが、秋田県内の小学校、中学校全学年に少人数学級を実現することができました。2020年度の秋田県における1学級平均児童数は、小学校は23.6人、中学校は26.7人になりました。2019年のデータになりますが、文部省で実施しております全国学力学習調査都道府県別平均正答率で、秋田県は小学校の国語1位、算数2位、中学校では、国語1位、数学2位、英語上位という結果でした。秋田県における小学校、中学校全学年に少人数学級を実現することができ、一人一人に応じたきめ細やかな指導ができたからではないかと思います。

以上のことを踏まえまして、当町において少人数学級を実現していくことが必要ではないかと考え、次のことにつきお伺いいたします。

現在の国、青森県の対応では、南部町の中学校において少人数学級の実現は難しいと思いますので、南部町独自の助成により、学級編制の標準人数を30人程度にすることはできないでしょう

か。

これと、30人程度の学級編制を実行したときに、教員1人を加配する予算は、どのくらいになるか。

以上、2点につき伺いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 八木田憲司議員にお答え申し上げます。

まず、町内の中学校における町独自の助成により30人程度の学級への推進はできないかについてでございますが、令和4年度における青森県が定める学級編制の基準では、中学校1学級の生徒数を先ほど議員からありましたように40人とするのが定められております。

また、青森県が独自に実施する弾力的な学級編制につきましては、小学校全学年及び中学校1学年を対象に、学年2学級以上の場合のみ、児童・生徒数の上限を33人とすることができることとなっております。

さらに、市町村教育委員会が、県の基準によらない弾力的な学級編制をする要件は、単に少人数学級にすることではなく、学習指導や生徒指導等の状況に課題があり、その状況を改善する必要があるなどの理由が必要であります。加えて、その学級編制により増加授業時数については、市町村が措置する教員により対応することとされております。

ここで30人程度の学級を実行したときに教員1人を加配する予算はどれくらいになるかについて触れさせていただきますが、県内で独自に教員免許を有する方を常勤講師として雇用しているのは、六ヶ所村と東通村の2村のみであり、六ヶ所村では8人、東通村では9人を採用し、1学校当たり2人から5人を配置しているとのことであります。

人件費につきましては、年齢や教職員歴を考慮した上で、青森県の教職員と同様の額を支給し、平均額としましては、年額650万円から750万円とのことであります。また、資質向上のための研修費についても村が負担しているとのことであります。

当町での令和5年度の中学校統合後における生徒数の見込みに基づき、県が定める基準により、各中学校で見込まれる学級数は、特別支援学級を除き、名川中学校は全学年40人以上で各2学級ずつ、南部中学校は全学年25人以内で各1学級ずつ、福地中学校は1学年及び2学年が、いずれも38人で各1学級ずつ、3学年のみが43人で2学級となります。

このように、八木田議員のご質問の1学級30人程度を超える学校は、福地中学校の1学年及び2学年が該当する見込みとなっております。

また、今年度におきましても、福地中学校2学年は1学級で在籍40人ではありますが、理科と英語など、教科によっては20人ずつのグループに分けて授業を行うなど、柔軟な対応をしているところであります。

福地中学校では、令和5年以降においても、グループ分けによる授業体系を継続することとありますし、先ほど申し上げましたように、高額な費用負担が発生することを考慮した上で、現段階においては、町独自の助成による30人程度の学級編制の推進は難しい状況であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

現在も各中学校には、指導方法工夫改善、いわゆるティームティーチングと生徒支援を担う県費負担教職員1名から2名が加配されておりますが、教職員の負担軽減と働き方改革を進める意味でも、また、統合校であるという特殊事情もありますので、その点を考慮いただきながら、県教育委員会に対し、さらなる教員の加配を強く要望し、複数教員による学習指導等に活用することで、次代を担う児童・生徒の教育環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） どうも答弁ありがとうございます。前に昨年、工藤愛議員から質問がありました。そのときの答弁とまず大体一緒かなと思います。そして、私、なぜ今回この質問を取り上げたかといいますと、国の法律改正の中で文科省と財務省とのかけ合いの中で、文科省は小・中全部二、三十人編制の学級編制を希望して交渉してきたと伺っております。ただし、財務省の押し切りにより、小学校のみの35名学級ということで落ち着いて、今回の法律改正になったと伺っております。

財政の話をしたときに、幼児教育とか今すごくいろいろな意味で無償化している中でも、もう何千億というお金を使っております。それなのに、なぜ子供たち小学校・中学校の子供たちにこういう1つは、少人数学級のよさというのはまず、いろんなメリットがあると思います。そういうさっき私が最初の質問で挙げました子供たちの学習能力の向上とか、そのほかにも、不登校の減少、暴力行為の発生件数の減少とか、先生方の個々に応じた指導がしやすいとかすごいメリットがあります。それを、ただ財政の問題だけで片づけてしまうというのは、それも小学校は

ようやく今35名に向かって多少は解消されます。ただ、中学校がその中で、まだ依然として40年前の改正のままで、そのまま40人として学級編制人数が残ってしまいました。

ですので、これは国が変わらなければできないのか、青森県が独自に先ほど言いました秋田県みたいに、青森県自体がやるのか、そういうことになってくると思いますので、先ほどの教育長の答弁の中で、「あおりっ子育みプラン21」というのがたしかあって、その答弁をいただきましたけども、これは33人上限で設定しているわけですのでいいんですけども、ただし2クラス以上なければ該当にならないと。ということであれば南部町の学校はどこも該当にならないわけです。ですんで、これから先、国も県も変わらないのであれば、やはり子供たちの教育環境を少しでもいいものに変えていくためにも、町が思い切ってここで助成をする、先ほどの答弁の中では、六ヶ所、東通が行っているということですが、そういう思い切ったことをできれば、小学校は、これから令和7年までかかりますけれども、35人学級編制の中で少しは解消されます。ですんで中学校だけでも、それも何年か置きに、令和5年度であれば福地中2学級、そして先ほど私が話しました令和7年には、名川中でさえも37名になり、これは数年置きに出てくることになります。

ですんで、財政の問題は大変こう、恒久的に町長よく答弁される中では、しっかりした財源が裏づけなければできないということをよく言われますので、その辺も検討をしながらですね、まず、子供たちの環境、教育環境をよくするために、もう少し検討をいただいて、それと、さっき少人数学習という方法で、クラスを半分に分けて授業を行うという制度もあります。ただしそれは先生の加配はありませんので、もう今の教員働き方改革から言えば、もう逆行している制度なわけです。これはあくまでも先生方が校長先生をはじめ、受けてくれて、初めてそれで行える取組ですので、これは1つ先生方の苦勞とか、働き方改革のことを考えれば、まだこれはちょっとこれからも進めていく事業ではないのかなと感じておりますので、できれば加配を町独自ですて、何とかそういう環境をつくっていただければと思いますので、もし答弁があれば、お願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 今、八木田議員のほうから少人数、ぜひとも実現させてほしいという質問がありました。これに関しては、青森県の教育長部会、それから三戸郡教育振興会でも、毎年、県、国のほうに35人学級、そして少人数学級を毎年のように要望しております。ただしまだ

それが現実になっていない。現実になったのが小学校の35人学級ということです。そのほか小学校は35人になったんですけれども、先ほど私、答弁で申し上げました加配が逆に小学校では削られております。つまり35人学級になって学校には教員定数というのがありまして、さらに加配っていうのがあったんですけれども35人になって、さらに加配になった教員が削られて、定員どおりになりました。ところが、中学校は40人学級ですので、逆にですね加配がそのまま残っている状況です。ですから、福地中学校は先ほど言いましたように、現在、2人の加配が入っております。ですから、40人学級を2つに分けて、2人の先生でやりますと、持ち授業時数が平均すればそんなに多くはならないんです。つまり働き方改革の逆をいくんじゃないで、先生方が平均した時間の持ち時間になるということを理解していただければいいと思います。

ですから、これから我々、県のほうには、中学校も35人学級を要望していきます。できない場合はこの加配も絶対減らさないでほしい、そしてさらには、統合した場合には、統合加配っていうのも普通はあるんですけれども、それも廃止しないで残してほしいと要望していきたいと思います。

そしてさらに、前も伝えましたが、特別支援学級には町独自のスクールサポーターを、これは町で雇用しているものですが、ほかの町村に比べてすごく多い人数を雇用していると思っておりますので、それで、今後対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） 答弁、ありがとうございました。何か多く加配されていることでしたので、少しは安心しましたけれども、1つ、私、少人数学級を先ほど30人程度に設定することにより、もう一つ利点とすればクラス替えのできる1学年が同じメンバーでずっと通すんじゃないで、やはり2クラス以上あって、年度ごとにでもクラス替えができるような、そういう状態がやっぱり理想ではないかなと思っておりますので、できれば編制人数を減らしてですね、完全にクラスを分ける状態の授業形態を取れるような形に持っていければいいのかなと思っておりますので、その辺も含めて、どうぞこれからも要望等をお願いしたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（夏堀文孝君） これで八木田憲司君の質問を終わります。

1 番、工藤愛君の質問を許します。工藤 愛君。

(1 番 工藤愛君 登壇)

○1 番（工藤愛君） 本日は、向小6年生11人の皆さん、そして引率の先生方、議会の傍聴誠にありがとうございます。給食の時間が迫っておりまして、いろいろ先生方も焦りつつあるかと思いますので、手短にお話ししたいと思います。

先日は向小で、議会についての授業をさせていただきました。児童の皆さんの真剣に町をよくしたいという意見に、私も大きく影響されました。南部町の未来は明るいと感じた瞬間でもあります。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

私は今回、町長公約の「特色ある観光」と「ペット火葬場」についてご質問いたします。

町長が今期の公約として掲げた、次の2点については、町民の関心が高く、私のところへもどんな内容なのか、いつできるのかと、内容の問合せが入っています。よって、その概要と進捗状況について伺います。

1 点目、アフターコロナを見据えた「特色ある観光」の振興について。

2 点目、ペット火葬場の整備（広域）について。

以上、町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答え申し上げますが、まず、その前に向小学校の児童の皆さん、ようこそ議会のほうにお越しをいただきまして、ありがとうございます。

どうぞ、徐々に徐々に成長しながら、政治というものにも関心を持ってほしいと思います。

工藤愛議員からご質問をいただいて、時間の関係で相当、もう簡潔に愛議員、ご質問をされましたんで、私もあまり長くないようにとは思いますが、しっかりと答弁申し上げたいと思います。

先月20日、政府から「マスクの着用」に関し、感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しないものの「屋外では周囲との距離が十分取れなくても、会話が少なければ、必ずしもマスクの着用の必要はない」との见解が示され、徐々にではありますが、コロナ禍前の生活に戻りつつあるところでもあります。

当町のイベントにおいては、昨年11月、感染症対策を万全に施し、コロナ禍前と同様の内容で「第5回あおもり鍋自慢」を開催したほか、先月には「南部町春まつり」と「ぼたんまつり」、また、「ももいろクローバーZ」のコンサートも開催したところであり、いずれも多くのお客様があつたにもかかわらず、感染者は発生してございません。

今後も引き続き、感染症対策に配慮し、また、積極的なワクチンの接種を推奨していくことで、「コロナ禍前と同様なイベントの開催は十分に可能であろう」と考えており、今後開催が予定されている各種のイベントにつきましても、各実行委員会の皆様をはじめ関係各位のご理解とご尽力に期待するものであります。

さて、ご質問のアフターコロナを見据えた特色ある観光の振興についてであります。長期化するコロナ禍において、我々の生活様式や余暇活動は、コロナ禍前と比べ大きく変化してまいりました。

観光に対するニーズにつきましても、気晴らしや休息のほか、見聞を広げるために「日常生活では体験することができない文化や自然に接する余暇活動」だけではなく、3密が避けられる衛生対策が講じられている、身体的距離の確保が取れる、少人数で楽しめる、近距離で、比較的短い時間や日程でも楽しめるなど、新型コロナウイルス予防対策も加わるなど、多様化するニーズへの対応が求められてきていると感じております。

当町といたしましてはそれらの多様なニーズに対応するだけでなく、当町を訪れていただくお客様が「何を求めているか」を感じ、考え、訪れていただいたお客様の想像や期待以上のものを提供することが、ウィズコロナ期からアフターコロナ期での特色ある観光につながるものと考えております。

そのためには、町だけではなく、町観光協会をはじめとする観光関係機関や団体などと連携を密にし、当町の地域資源を最大限活用しながら、企画、立案、情報発信していくことが必要であります。

今後の観光を施策においては、従前から取り組んでおります「達者村グリーン・ツーリズム事業」を踏襲しながら、当町本来の姿を持続的に保つ観光、いわゆる「サステナブル・ツーリズム」を展開し「自然」、「食」、「歴史」、「文化」など、当町の地域資源の付加価値や希少価値をもう一度見直し、それを生かした観光コンテンツを次世代へと受け継いでいく施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、近距離型観光、いわゆる「マイクロ・ツーリズム」が主流となっていることから、当町から比較的近距離の北東北地域、あるいは県内のお客様をターゲットにし、当町の魅力を感じて

いただく施策にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、ユーチューブなどの「動画共有サービス」による映像の配信や、ソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSを活用した情報発信など、「デジタルコンテンツ」の有効活用により、当町を知っていただき、訪れる契機づくりにも注力していく必要があると考えております。

これらの観光戦略においては、観光関係機関や団体だけでなく、町民の皆様や事業者の皆様の活力や行動力が必要不可欠であります。現在、コロナ禍で疲弊している活力や行動力をいち早く回復させ、南部町総合振興計画に掲げております「みんながつながり達者に暮らす笑顔あふれる町 南部町」を実現するため、積極的に観光施策を講じてまいりたいと考えております。

4年度に入りまして課長会議においても、基本的には今年度は全イベントは従来どおり開催すると、そういう中で、それぞれがどのようにすれば開催できるのかというのを工夫しながら、取り組んでほしいということ、また、観光協会さんのほうにも、基本的には開催していくんだということをお伝えをしております。

それと併せて、やはり当町の持っているフルーツはじめ、自然、名久井岳の自然公園含めて昨年若い職員が、ワーキンググループをつくりまして、おとしですか、何も持たないでキャンプができると、全て貸出しがしてあると、ここは計画してもらいました。町のほうもこれはいいことだということで、そのプロジェクトチームの案に予算を計上し、整備をしております。今回今年度も、若い職員のプロジェクトチームが立ち上がりました。先般、職員にも、せっかくいいのをつくったんだから、まず自分たちもそこで1回キャンプしてみたらどうかと、そしてそれをまた発信していくということも助言をしてございます。

そういう中で、まだコロナ禍完全に終息はしておりませんが、ウィズコロナ、アフターコロナで十分対応できる催物というものは当町にもあると思っておりますので、そういう部分はしっかりと注意を払いつつも、取り組んでいきたいと基本的にそういう考えでおります。

次に、ペット火葬場の整備についてお答え申し上げます。

まず、ペット火葬場の整備の概要についてですが、平成29年9月に、三戸地区環境整備事務組合が、新葬祭場を建設した後に、別棟で動物炉を総工費税込み3,300万円で建設する案が示され、管理者側及び組合議会全員協議会側、双方に了承され、動物炉建設の運びとなっております。

主な施設の内容ですが、延べ面積が約42平方メートル、鉄筋コンクリート造り、平屋建てで、施設内に炉室・前室・倉庫・オイルタンク置場、冷凍冷蔵庫置き場が計画されております。

なお、駐車場は葬祭場と共有する計画であります。

次に、整備の進捗状況につきましては、令和3年11月から令和4年3月に基本実施設計を完了しており、令和4年6月20日、今月の20日に入札にて建設業者を決定する予定であります。

業者決定後、7月から工事に着手し、工期は約7か月間を見込んでおり、令和5年2月頃完成予定で、早ければ令和5年3月、遅くとも4月の運用開始を目指しております。

動物炉の運用方法や使用料については、三戸地区環境事務組合において、今後審議されていくことになっているため、決定された場合には町民の皆様幅広く周知していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありますか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

私からまず観光について再質問させていただきます。

町長の答弁の中でも、若い職員たちに自分たちで企画したキャンプのイベント、自分たちも、ぜひ泊まってみて発信していくようにという助言をされたということです。全くそのとおりだと思っております。地元で愛されてこそ観光地だと、私も考えています。

そこで町内の子供たちに、町の観光の状況を聞くとですね、率直に遊ぶところがないという意見が聞かれます。自由に走り回ったりする広い公園や、気軽に軽スポーツができる設備が欲しいという意見です。実はこの意見はですね、技能実習で来日した20代の外国人にインタビューした際にも、同じようなことを言っているんですね。

私は、第98回定例会でも観光を呼び込む遊び場の整備についてご質問させていただいているところですが、町のほうでは、観光の今まで目玉としていた、例えばバーデパークのウォーターライダーですとか、あと昔チェリリン村で上ることができた竜神タワーですとか、そういった目玉となるような遊具が使えず、更新されないという状況になってございます。このことに関して、今後ですね、観光の目玉となるような、そしてまた地元の町民からも愛されるような観光施設となるような、そういった整備をする考え方はないのでしょうか。まず、この1点について再質問させていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 子供たちの遊び場または大人の遊び場の要求というのは違うだろうと思います。また、恐らく外国人の方、そういう部分をまた、しっかりと子供たちの遊び場というのにはある程度想像はつくんですが、大人はどういうものを求めているものなのか、そしてまた規模的にどういうイメージの施設なりなのか、その規模によってやはり建設後の維持管理等っていうのが大きく町の財政に影響してきます。当然、そういう全体的なものを計画立てていかなければですね、一概に今すぐこういうのを建てますということはまだ言えない状況であります。

ただ、ポケットパークはじめ今回も補正予算、小公園の遊具、これの計上はさせていただいております。1か所は、私、毎日ではないですが、家へ帰ってから河川敷を散歩するコースに親水公園があります。何度も奥さん方、子供、保育園終わって家に帰る前にここで遊んで帰っていると、そういう話を幾度としながら、もうちょっと遊具があればなど、いろいろそのお母さん方とも何度ともなく話をさせて、意見をもらっておりました。

トイレがやっぱりないのが大変だとか、そういう部分も私も普段からできるだけ声を聞きながら、整備していきたいなど、ただ、そういう中において、整備の内容、やっぱり規模をですね、毎日多くの子供たちが来る場所なのかどうかということも考えていけなければならないし、工藤愛さんが前から言っていました室内での遊び場、こうなってくると、また建物、構造、いろいろ出てきますので、ただ、以前から申し上げております、愛さんが申し上げておりますいわゆる子供たちの遊び場、そういう部分というのを我々もやっぱり考えて、そういうことから近くに歩いて行ける、そういうポケットパークを造っていきましようということで、ポケットパーク構想を立てて今取り組んでいるところでありますんで、ただ大規模になると、やはりそれなりにもっと検討しながら進めていくことが大事になってくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。前向きにご検討いただけるというふうに私は理解しまして、本当にお願いしたいと思います。

今、ご答弁の中でポケットパークの話がございました。ただ、ポケットパークにつきましてはですね、この総合計画を読んでも観光目的というものではないんですよね、定住支援と子育て支援ということで、そうすると住宅街の中に設置していくという今進められている方向で間違いのないのかと思います。

ただですね、今後、まず目標地、15か所ということですがけれども、まず今現時点で、全部で何か所終わっているのか。

1か所に当たり500万円の工事費をとということで聞いておりましたけども、観光という意味で考えますと、やっぱり観光地、今ある観光地に隣接して、例えばそういう遊技施設だとか、また商業施設があること、これがですね、これからの観光には求められているのではないかと私は考えます。これからの観光は多様化する社会に寄り添うために、子供や高齢者、それから外国人、そういったこれまで少数だった人たちに焦点を当ててケアしていく必要があると考えます。

それなので、今ある観光施設に、さらに充実させるという方向でもご検討いただけないかどうかということで、もう一度お願いいたします。

あとですね、観光用のパンフレットについてお伺いいたします。

町では、観光用のパンフレット「南部の旅」というのを発行されています。内容を見ますと、南部の歴史から、文化から、そして祭りまで様々な内容が盛り込んでいまして、非常に読みごたえのあるものだと私は思っています。ただ、こちらですね、町民に見せると、意外とあれこんなのあったんだっていうような反応を受けることがあるんですね。実際ですね、先日ぼたんまつりが開催されましたけども、そこでは、課の担当者からの報告で、今回延べ4,000人の来場があったと、大変な数だと思っております。この人たちに配るのがいいのかなと思って見ていたんですけども、実際に用意されたのは本当に私が目にしたのは数部、ぼたんまつりのパンフレットはあるんですけども、南部町のパンフレットっていうのが在庫がそんなにないような状態、非常にもったいないなと思っております。

そちらのパンフレットは、これまで何部ぐらい刷られていて、年間でですね、どのように配布されているのかというのをもし、ご承知おきでしたらお願いいたします。

あと1点、火葬場についてですけども、こちらはまだこれから工事の入札ということなので詳細は不明な部分もあるかと思いますが、もし分かるようであれば、個別の火葬にも対応するかどうか、動物の火葬には合同火葬と個別火葬というのが大きく分けてあると思うんですけども、個別の火葬の希望が最近はとて多いと、骨を返還してほしいという希望がとて多いと聞いております。そちらにも対応するかどうか、もし、ご存じでしたらお願いいたします。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私からまず、遊具と遊びに関してですが、観光地を含めながら、前はチェリリン村ありました。ただ、全国的な遊具による事故によって、それぞれがアスレチック遊具等、やはり万が一責任というのが大きく報道されたときがありまして、大分自治体ではそういう遊具、公園をなくする動きになりました。当町も、当然、その時期に建て替えをしなければならぬという時期とも重なり、現在は一部休止と取り壊しをしているわけですが、非常にコロナ禍になって特にですね、そういうのは見直されてきているというふうに感じております。ポケットパークは基本的には歩いて、その地区の住民、子供たちが歩いて行ける考え、ただそこにもそれだけじゃないところにも、必要性があれば予算を組んで、今回はですから親水公園、これはお母さん方、毎日来ています、そのお母さん方は。「何で保育園にも遊具があるのに、こっちに来るんですか」って言ったら、「草っぱ、草が土から生えているところが、これが好きだと、気に入って私たちはここに来てます」ということで、そういうことも考えますと、やはり自然的な、そうなってくると1つは法光寺周辺、そういうところに、やはり考えていく必要があるだろうというのと、聖寿寺館跡、これはまだまだ発掘が進んでいくわけですが、将来構想はフラワー公園なり、そういう公園的な活用というのを検討しているところであります。

そういう現実を実施をしていく、整備をしていく、そういうふうな時期になったら少し詰めていかなければならないなと思っておりますが、法光寺で県立公園でもありますので、サクランボの集中した「観光さくらんぼ園」と、そういうものを考えながらちょっと担当課のほうとは協議をしてみたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） それでは、ご質問の観光パンフ「南部の旅」についてご説明申し上げます。

南部の旅、議員からもございました歴史や文化、イベントなど、多岐にわたるパンフレットでございまして、ただ、データのほうが若干古いものもございまして、ただいまの更新作業をしております、来年度に向けまして更新作業を進めております。刷新すると、全く様式等も変えたということで今進めております。

今回のぼたんまつりに関しまして、実は部数のほうが、今年増刷分ということで5,000部の予算を計上してございました。ただ、申し訳ございません、ちょっと間に合いませんので、今後のイベント等にはまだ活用してまいりたいと思っております。

なお町民の皆さんへ、こういったパンフレットがあるということを今まで恐らくお知らせしたことがないかとは思いますので、そういった面も今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） 動物火葬炉への質問ですけれども、こちらにお答え申し上げます。

計画している火葬炉ですけれども、合同火葬と個別火葬、両方を選択できるような施設となっております。

また、料金の区分なんかもですね、1体当たりの体重を3段階に区分した形に計画しております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午後0時07分）

.....

○議長（夏堀文孝君） 休憩を解きまして、会議を再開します。

（午後1時00分）

.....

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を続けます。

16番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田稔君） それでは、私、質問させていただきます。

当町に係る損害賠償訴訟及び最高裁上告に係る臨時議会開催のための費用等について質問いたします。

何人かの町民の方から、これらの裁判の一連の流れについて聞かれることがございます。その

都度、私なりに知っている範囲で説明差し上げていたのですが、答え切れない部分がありましたので、この一般質問の場を借りまして、一部町民の声として質問いたしたいと思います。

まず初めに、青森県町村会には、どなたか町村会顧問弁護士がおられると思うのですが、その顧問弁護士に依頼せず、あえて、たいよう法律事務所に依頼した理由を説明いただきたいと思います。

顧問契約を介し当然顧問料も発生しているものと考えます。南部町においても、県町村会への負担金を支払っておられるようですから、顧問料もその中から支出されているものと考えれば、二重の出費となります。

2つ目、次に、最高裁上告に際し、当初は、それまで6人体制であった弁護団が、小西弁護士1人となったようでありました。上告理由書及び上告受理申立理由書の提出に至っては、大澤、小西、両2名の弁護士で臨むようであります。これはこういった理由からでしょうか。

そもそも最高裁に臨むに当たっては、しかも、日本国憲法のありように物申すわけですので、必要となる知識量、情報収集量または労力など、これまで以上に必要となるのではないのでしょうかとの、ある町民からの指摘でありました。

皆さんご承知のとおり、当裁判は、敗訴が決定となれば、仮にです、多分日本で初めてのケースとしての判例になるかと思います。仙台高裁による判決によれば、当南部町議会の議決権の乱用による民間業者に対する不法行為の形成ということであります。

これまで日本中で、このような事案に泣き寝入りしていた方々にとっては、ある意味において朗報なのかもしれません。しかしながら、南部町町民にとっては誠に不名誉な汚点であり、極めて恥ずかしい限りであります。

ですから、私としては当該議会の一議会人として、たいよう法律事務所の総力を挙げて取り組んでいただきたい。第1審のように、どのような手段を用いてでも、このような汚点としての判例確定を阻止していただきたいという願いから、このような質問をいたす次第であります。

3点目です。これまで、第1審、第2審までにかかった弁護士費用、交通費、印紙代等、もろもろの費用の金額及び第3審に係る全ての費用、例えば、臨時議会開催における議員に係る費用弁済、印紙代、交通費等の金額は幾らになるのでしょうか。改めてお聞きいたします。

また、以上、これらに係る予算は、いつ、どのように予算計上され、執行されたのか、時系列を追って説明いただきたいと思いますという次第であります。

4点目です。令和4年3月30日開催の臨時議会については、あらかじめ数日前に臨時議会開催が決定されておるのでありますから、当該臨時議会に係る補正予算案を同時に提出、審議、決議を行う

べきではなかったのかと考えますが、町当局はどのようにお考えか、説明いただきたいと思います。

ちょっと本質とは外れますが、この裁判についてこれまでの町長の対応を客観的に見てみると、さも町長自身が前面に立って先頭指揮を取っていらっしゃるような印象を持ってしまう。訴訟の被告が議会を含めた町でしたので、第1審、第2審への対応はそれでよかったのかもしれない。ですが、最高裁上告に際しても、そのときの新聞取材に対しても、実に積極的に関与しようという姿勢として印象を持てしまいます。自治体の決定権という観点からのみ見れば当然でしょうが、仙台高裁の判決が出された以上、そこで問われているのは議会の責任であります。事の本質は、議決権乱用による不法行為であるという視点が欠けているのではないのでしょうかと思う次第であります。くだんの議案否決を受け、町長サイドとしては、同じ議案を日を改め、再提案するという選択肢もあったわけです。再提案までの間に、議会との調整を努力し、再審議で可決となれば、町民の利益をわざわざ町外へ放出しなくて済んだと私は考えます。

いずれにせよ、このような状況下において、町長におかれましては、下駄は議会に預けてはいかがでしょうかと思う次第であります。

以上、質問項目4点目以降については、通告外の自覚がございますので、取り立てて答弁を求めるものではありません。一議員の感想として聞いていただければ幸いです。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員にお答え申し上げます。

まず、青森県町村会顧問弁護士に依頼せず、たいよう法律事務所に依頼した理由についてであります。本件の訴訟に関しましては、1審、2審、3審ともに弁護士法人たいよう総合法律経済事務所に委託しております。

青森県町村会の顧問弁護士は、町村会及び町村の法律相談などに対処するため、青森市の弁護士1名、弘前市の弁護士1名の計2名が委嘱されており、市町村の訴訟対応は行っておりません。

弁護士法人たいよう総合法律経済事務所は、南部町の考え・意思を最も理解し、訴訟対応を行うことができると考え、1審、2審で訴訟代理人弁護士として対応していただいております。3審も委託したものであります。

次に、最高裁上告に際し、それまで5人体制であった弁護団が、1人に変更になった理由についてはというご質問であります、引き続き5人体制は変わりありません。

次に、第1審、第2審までの弁護士費用、交通費、印紙代等全ての金額は幾らか。また、第3審の全ての費用、例えば、臨時議会開催による議員費用弁償、印紙代、交通費などなど、金額についてであります、1審、2審までに要した費用として、弁護士費用が、1審110万円、2審44万円、また、弁護士の交通費が1万8,880円、郵便料84円、その他、弁護士事務所との連絡用の電話料が考えられますが、推定で約2,000円となっており、1審、2審合計で約156万円であります。

3審の費用として、例として挙げられております臨時議会開催による議員の費用弁償が1日につき、全員分で3万3,925円、上告に必要な印紙代が2万6,000円、郵便料が6,120円、交通費が概算で約6万円。

弁護士費用は、経済的利益の7.7%となりますが、判決内容によるため、現時点では算出することができませんので、3審合計で約13万円プラス弁護士費用になると見込んでおります。

これまでに要した予算は、いつどのように計上執行されたのか、時系列で説明願いたいについてであります、支出済みの弁護士費用につきましては、1審の110万円を総務課の委託料から訴訟対応業務として、令和2年1月24日に支出しており、令和元年度決算書にも記載されております。

平成31年度予算に訴訟対応費用として計上しておりませんでした、緊急の対応でもあり、地方自治法の財務事務の質疑応答等を参考に、問題がないことを確認し、予算残から執行したものであります。

2審の44万円につきましても、令和3年度予算に訴訟対応費用として計上しておりませんでした、総務費の委託料の予算残から、令和3年5月21日に支出しております。

なお、弁護士の交通費等の実費は、事件の処理が終了したときに清算するものとなっております。

令和4年3月30日開催の臨時議会については、あらかじめ数日前に臨時議会の開催が決定されたのであるから、当該臨時議会に係る補正予算を同時に提出、審議、議決を行うべきであったと考えるが、町当局はどのように考えるかについてであります、臨時議会の招集は、令和2年度においては、5月、7月、1月の3回あり、令和3年度においては、4月、10月、12月、3月の4回でありました。

この臨時議会の費用につきましては、あらかじめ当初予算において、臨時議会の招集も想定した算定要求になっているものと考えてございます。

以上でございますが、最後に、通告外だと思いますけれども、一方的に思いを言われて、私もそれに対する答弁ができないというのも私はおかしいと思っておりますので、あえて議会が訴えられているのに町長が積極的に入ってきている。これ訴えられているのは町でございます。当然、町長として対応していくのは当然だと思っておりますし、それに対して川守田議員、私、町長にその質問をしているわけですから、そこは疑問を感じるところでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。（「ありません。ありがとうございました」の声あり）

これで川守田稔君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時16分）

令和4年6月7日（火曜日）

第109回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第109回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年6月7日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

14番 根 市 勲

1. 南部町の人口動態の推移予測と、それに伴って考えられる行政の対応について

4番 夏 堀 嘉一郎

1. ヤングケアラーの現状と対策について

2番 松 本 啓 吾

1. 小学校、中学校におけるGIGAスクールの進捗状況と現在の活用状況、今後の構想は
2. コロナ禍における休校や自宅待機児童・生徒に対する学習、行事開催時の対応は

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工 藤 愛 君	2番	松 本 啓 吾 君
3番	久 保 利 樹 君	4番	夏 堀 嘉一郎 君
5番	坂 本 典 男 君	6番	滝 田 勉 君
7番	西 野 耕太郎 君	8番	山 田 賢 司 君
9番	八木田 憲 司 君	10番	中 舘 文 雄 君
11番	工 藤 正 孝 君	12番	夏 堀 文 孝 君
13番	沼 畑 俊 一 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	久保田 敏 彦 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交 流 推 進 課 長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住 民 生 活 課 長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	石 橋 一 史 君
商工観光課長	北 上 隆 広 君	建 設 課 参 事	松 橋 悟 君
会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君	医療センター事務長	岩 間 雅 之 君
市 場 参 事	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	西 舘 昌 男 君	社会教育課長	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	舘 崎 あつ子	総 括 主 査	坂 本 裕 昭
主 事	柴 田 和 香		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） ただいまから、第109回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順に従って順次発言を許します。

14番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（14番 根市勲君 登壇）

○14番（根市勲君） おはようございます。

本日は新郷村議会議員の皆さん方に傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、通告に従いまして質問させていただきます。

私は平成18年1月1日に新たに3町村が合併し、南部町が誕生して満16年と6か月が経過した現在、合併時約2万2,500人だった人口が、本年4月20日の時点で約1万7,100人と、16年半の期間で約25%減少している現実をどのように考えたらよいのか。そして、今後の人口の動態はどのように推移をたどる予測なのか、役場の理事者の皆さんや議会の皆さん、町民の皆さんの共通のテーマとして認識を共有したいと思い、今回の質問をさせていただきます。

今年4月末の大ざっぱな人口は、1万7,100名のうち、働き盛りの20歳から65歳までの人口は、約半分の8,500名弱と伺っておりますが、今後、5年ごとの人口の動態の予測を示していただきたいと思います。

その予測のデータに基づいて、町の行政はどのように施策を進めていくべきか、解決すべき課題はどんなことが考えられるのか、時間が経過してからでは間に合わない、手遅れにならないよ

うにするためにも、まずは、町の農業の今後について質問します。

人口減少は、町の基幹産業である農業に大変な影響を及ぼすと思いますが、就農者の減少によって耕作放棄地が増加することは、どうしても避ける必要がありますが、その点をどのように解決すべきか。

次に、農業従事者の確保と後継者の育成、新規就農者、農業への新たな参入者の増加策と付加価値向上のための6次産業に、行政が取り組むべき課題は待ったなしの状況にあると思います。

さらに、南部町には約1万6,000ヘクタールの面積があり、その山林、農地、住宅地、商業地、工業用地等の多くは、活用の仕方によってはまだまだ発展する可能性を秘めていると私は考えております。

今から四、五年前のことですが、岩手県金ヶ崎町の工業製品出荷額が八戸市を上回ったことがありました。トヨタ自動車の関連工場が稼働した結果でした。今後の南部町の将来を展望したときに、北東北を代表する港湾都市に隣接する我が南部町は、八戸市とタイアップし、今後発展する産業を誘致して、工業生産額を大幅に向上させるような中、長期的な方針を定めて行動を起こす検討を始めたらいかがでしょうか。

民間事業者が土地の行政開発行為を行う場合は、複雑な手続を経て、役所から許可をいただかなければなりません。しかし、十分な協議を経て、行政が開発行為を行う場合は、所管の役所との協議でスムーズに進むと言われております。

広大な土地を有する町内の大事な財産を活用し、長期的な展望を立てて、眠っている資源を生かす政策を立案して、実行してはいかがでしょうか。

たまたま1週間ほど前、5月30日の読売新聞に大変興味深い記事がありましたから、皆さんにも読んでいただきたいと思います、コピーを配付させていただきました。

この記事を見て私は感じたことは、我が南部町でもこの記事にある「おぐにマルチワーク事業協同組合」のような組織を、町、商工会、農業関係者等が立ち上げて、効果を上げる必要があると思います。

我が南部町を考えると、人口の自然減は止めることは難しいかも知れません。社会減は、現在の私たちが努力すれば、まだまだ止められる。むしろ増加させることも可能だと私は思っています。

南部町の強みといいますか、よその地域、自治体と比較して成長する可能性はまだまだあると思います。

町の将来性を左右するのは、現時点では町内外に活動し、働いている世代の責任であり、私た

ちの現在の活動にかかっていると思っています。

後世の私たちの数世代後のこの地域がどのように変化していくのか予測することは難しいと思いますが、明確に言えることは、評価される結果を出すために私たちが目標を定めて、どう行動するかです。南部町がいつまでも住みよく、限りなく発展していくことを祈りながら、私の質問を終わります。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市勲議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、その前に、新郷村の村議会議員の皆さんが、本日、傍聴ということで、日頃から三戸郡6町村として大変南部町もお世話になり、また、広域的な取組も一緒にさせていただいておりますことを、この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げたいと思いますし、また、同じ郡内の6町村として、今後ともお互いが発展していくような、そういう意見交換、交流ができればと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、根市議員のご質問、南部町の人口動態の今後予測される20歳未満の人口、20歳から65歳までの働く世代の人口、65歳以上の高齢者世代の現在から20年後までの人口の推移の全体像についてであります。町の推計人口につきましては、2015年国勢調査の人口を基に、過去から現在に至る人口の現状を踏まえ、将来の展望を提示して、町の将来を描くため策定した第2期総合戦略中、人口ビジョンで2065年分まで示しておりますので、最新の2020年国勢調査人口と比較し、ご説明を申し上げます。

2020年の最新の国勢調査人口は1万6,809人、恐らく先ほどの根市議員の1万7,000人は住民基本台帳の人口だと思います。国勢調査のほうは少し少なくなっております。うち、20歳未満の人口は2,174人、20歳から65歳までの人口は7,909人、65歳以上の人口は6,726人となっております。

また5年ごとに推測している総合戦略の2025年の推計人口は1万5,402人としており、うち、20歳未満は1,890人、20歳から65歳までは6,790人、65歳以上は6,722人と、2020年の国勢調査人口と比較し、1,407人減り、全ての世代で減少する予測をしております。

次に、10年後の2030年は1万4,117人としており、うち、20歳未満は1,735人、20歳から65歳までは5,908人、65歳以上は6,474人で、2,692人減少すると予測しております。この10年後になって65

歳以上が、20歳から65歳まで一番多かった年齢層より、65歳以上が一番多くなるようになるという予定でございます。

次に、15年後の2035年は1万2,958人としており、うち20歳未満は1,669人、20歳から65歳までは5,112人、65歳以上は6,177人で、3,851人減少すると予測しております。

最後に、20年後の2040年は1万1,861人としており、うち20歳未満は1,641人、20歳から65歳までは4,483人、65歳以上は5,737人で、2020年の国勢調査人口1万6,809人から1万1,861人へ、町の人口が4,948人、率にして29.4%減少するものと予測しております。これは当町に限らず全国的に人口減少はもう起こっているわけでありまして、今後も減少についてはこれは現実的には、そういう形になっていくだろうと思っております。ただ町が今進めているのは、この減少率をできるだけ緩やかにしていきたいと、そういう思いから、剣吉中学校跡地、名川チェリータウン桜場、39区画、全区画販売することができました。そのことによって、昨年度は初めて転入者が転出より2名ですけれども、転入が多かったという年であります。今までは過去ありません。転出がもう多いということでしたが、そういう町としてもできる限りの努めながら、第2弾、杉沢地区の杉沢中学校跡地、また分譲で今、計画を進めております。

そういうもろもろを取り組みながら、できるだけ減少率を緩やかにしていくと、こういう部分に努めてまいりたいと思っております。

次に、町の基幹産業である農業について、今から予測される問題点への対応にお答え申し上げます。

1点目の耕作放棄地をどうするのかについてであります。耕作放棄地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、権利者による農地の適正な管理により、耕作放棄地の発生を防止することが重要と考えております。

また、耕作放棄地は、人口減少、少子高齢化、担い手や後継者不足、農業離れなどが要因であり、増加傾向にあると捉えております。

農業委員会では、耕作放棄地の発生防止の強化を図るため、農地パトロールと農地の利用意向調査を実施しているところであります。

貸出しを希望する農地については、「農地中間管理機構」と連携して事業を推進するなど、今後も農地が活用されるよう、出し手と受け手の調整役を行い、新たな耕作放棄地の発生防止を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の農業従事者の確保と後継者、新規就業者、参入者対策と6次産業化についてであります。当町に限らず農業従事者、後継者は全国的に減少傾向となっております。

農業従事者の確保については、当町では昨年度、農業を主体に人材派遣を行う団体として、県内初の認定を受けた特定地域づくり協同組合「人材サポートなんぶ協同組合」が設立され、現在は20代から30代の男女4名を雇用し、組合員である9名の農家へ農作業員として派遣しており、今後も組合員を増員しながら、雇用者を確保していく計画となっております。

現在雇用されている4名のうち、2名がUターン、2名がIターンであり、今後、自立して農業経営を行いたいとの意向であると聞いております。

そのほか特定技能外国人の受入れや、町内の福祉事業所において担い手不足に困っている農家への労働力支援を行っております。

また、町では新規に農業を行う意欲のある人へ支援を行っており、国庫補助事業である農業次世代人材投資事業を平成24年度以降、個人15名、夫婦9組が活用しているほか、町が単独で実施している新規就農者支援事業は、平成19年度以降47名に補助金を交付しております。

さらに、平成26年から数回にわたり若年農業後継者を対象に意見交換を実施し、平成27年8月に、若手農業後継者で構成する「南部農夢」が設立され、現在は20名が農業経営や栽培技術、流通に関する研修会や会員間の情報交換などを通じて、農業振興に取り組んでおります。

農業へ新規参入するためには、農地の確保や農業機械及び農業施設の整備が不可欠であり、町では、農地の確保について、農業委員会や農地中間管理機構の活用を推進するとともに、国庫補助事業などによる農業機械及び施設整備についての情報提供や支援を引き続き行ってまいります。

6次産業化については、現在のところ新たに組みたいという要望や問合せはございませんが、これまでも国や県の支援を受け、自ら生産した野菜や果物などの特産品を使った加工品の開発、製造、販売をする取組の事例があります。

県には相談窓口となる青森県6次産業化サポートセンターが設置されておりますので、今後、町民から問合せがあった場合には、このサポートセンターを有効に活用していただくなど、関係機関と連携しながら実現に向けた方策を検討してまいります。

次に、3点目の農地、山林等を、今まで以上に活用して町全体の大切な財産である土地の有効な資産を生かす施策はいろいろ考えられるが、現在の規制、制約で見直すもの、新たに導入すべきものはないかについてであります。後継者不足や高齢化により、農業を継続できない人が、農地を必要とする担い手などに貸し出しする場合には、農地中間管理機構を通じた手続を進めており、平成26年度以降の実績は111.4ヘクタールとなっております。

農地の活用に関しましては、農地の取扱いを定めた農地法を遵守することが基本であると考え

ております。

その上で、農地を別の目的として利用するために、農業振興地域からの除外申請が出された場合は、関係機関から意見聴取し、保全すべき農用地と転用可能な農用地について適切に対応しているところであります。

しかしながら、町の農業振興地域整備計画は、平成23年に策定したものであり、農地の利活用において実情に合わない場所もあるため、今後、町内全体を対象に見直しを図っていきたいと考えております。

先ほど根市議員からご質問、事前に頂いている質問書と、質問のほうではあまり具体的な部分が出ていない部分も答弁いたしましたけれども、質問書には出ておりましたので、今のまず答弁をさせていただきました。

それと金ヶ崎の例をお話しされていましたが、あそこは非常に自動車関係の会社が多いと、なぜあんなに多いのかということをおも一時聞いたことがございます。1社だけで誘致しても、これは成り立たない。関係業種の会社が様々同じところにあるから、子会社だったり、関連会社がやはりあそこに集まっているということで、1つの、例えばトヨタなりの工場だけでは、今のよう形にはならないんだという話を聞いたことがございます。もっともなことでありまして、同じところに1台の車を造るそういう部品がそばにあるということは、やはり強みだなと思ってございます。

そういう部分を考えますと、私どもの町に現実的に非常にそういう誘致というのは、生半可にできるものではないと思っておりますし、ただ、全くできないということではなく、まずはそこには先ほど議員からありました農用地、このいわゆる転用、こういう部分を、見直しをやはりしておかないと、誘致したいとなっても農業用地であればなかなか転用許可が出ないということにもなりますので、現在に合った農用地の見直しというのは、これはもう大事になってくるだろうと思ってございます。

そういう部分でまずは我々誘致ももちろんですが、福地工業団地、おかげさまで全てが販売されておりますので、その工業団地に企業誘致するということは今現在はもう土地が売り切れてないわけですので、そうすると新たな場所というそういう課題も出てきます。

あわせて私ども、やはり企業誘致と併せていかに雇用の確保、これを図っていくかということは大変なことだろうと、八戸市に非常に近い立地条件の南部町でもありますので、私、かねてから申し上げておりました八戸に勤務していいんじゃないかと、通勤圏でありますので、そういう部分で住みやすい南部町をつくりながら、そして八戸の工業団地なり、そちらに勤めていただ

いて、まずは安定した雇用確保、こちらのほうにかじを向けていくのも大事だと考えております。

いずれにしても、根市議員おっしゃったような町のことを、また住民のことを、将来的な歳入のこと、こういう部分を案じてのご質問だと思っておりますので、私どもも根市議員からのただいまの質問等については、今後どうすればできるのか、こういうことを常に考えて取り組んでまいりたいと思っております。

そして最後に、質問状にはもう1点、人口減少に関係する歳入、教育行政等々、全体の活性化の質問が出ておりましたが、ただいま先ほどそちらのほうの質問がなかったものですから、どのようにすればよろしいですか、準備したのを。

○議長（夏堀文孝君） 質問書にありますので、取りあえず答弁をしてください。

○町長（工藤祐直君） すみません。

質問書のほうには、人口減少に伴う町政運営上の対応についてお答え申し上げます。

議員ご質問のとおり、人口減少は極めて大きな社会問題であると認識しておりますが、現時点で数十年後の30%、あるいは40%以上の人口減少を想定した具体的な施策や対策について、各項目ごとに答弁することは極めて困難でありますので、現状を踏まえた上での見解であることをご了承いただきますようお願いいたします。

当町の行財政運営につきましては、これまで住民の皆様から納めていただいた貴重な税金や国の地方財政計画などに基づく各種交付金など、限られた財源を有効活用しつつ、町村合併に伴う財政効果を生かし、合併からの15年間で地方債は約60億円減額、削減いたしました。逆に積立金であります、約94億円増額させることができました。各種財政指標が改善し、健全な財政運営が行われてきたものと考えております。60億円の借金を減らして、94億円の基金を増やしておりますので、トータルすると合わせて154億円の合併効果があったということになります。

しかし、議員ご案内のとおり、今後生産年齢人口の減少による税収の減少や人口を基礎とする交付税の減少など、歳入全般への影響が想定されます。

そこで、若い世代の移住対策の促進、地場産業や企業誘致対策による雇用の場の確保などにより、税収を確保するほか、税外収入である企業版ふるさと納税の活用に加え、クラウドファンディングなども今後検討していく必要があると考えております。

また、少子化の進行に伴い現在学校の統合を進めているところでありますが、さらなる児童生徒数の減少によって教育行政にも大きな影響を及ぼすものと考えられ、将来的にさらなる統合を

行うこととなった場合は、広域にわたる通学手段の確保が必要となりますし、デジタルトランスフォーメーションの進展により、在宅でのオンライン授業が受けられるようになるなど、ＩＣＴの活用も想定され、これらへの対応も必要になってくると考えております。

このように人口減少に伴う影響は、税収や教育部門のみならず、健康、医療、福祉、産業、土木、防災など行政サービス全般に大きな影響を与え、これらへの対応が求められるほか、いつ発生するか予測できない大規模な気象災害や感染症拡大への対応、さらには国際的な事件に伴う日本への影響などにも適時・適切に対応していく必要があります。

いずれにいたしましても、町ではこれまで、町民の幸せを第一義とし、まちづくりの最上位計画に位置づけられる南部町総合振興計画を基本に、中期的な視点による事業の組立てを行いつつ、町民のニーズや現下の社会情勢に即した毎年度の堅実な予算編成により、各種行政サービスを提供してまいりました。

ちなみに先ほどのふるさと納税でございますが、令和３年度３億九千数百万円、ほぼ４億円、年々上がってきている状態であります。これからも、町の特産返礼品、いろいろ考えながら、そういう部分の歳入確保というのも増えるように努めたいと思っております。

今後ともこの姿勢を基本とし、行政サービスの持続的な提供が可能となるよう町の行財政運営を取り進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご質問いただいた根市議員はじめ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。根市勲君。

○14番（根市勲君） 答弁は要らないけれども、私も町長と同じく合併以来15年間この町で務めさせていただいております。こうして15年前も農業に対する６次産業化を発言してまいりました。私から15年間こうして見れば、以前と何にも変わってないような気がしたから、今、もう一度質問させていただいたことです。町長が一生懸命やっている姿は確かに見受けられています。でも、我々との何かコミュニケーションが変わったこの政策の仕方というのがあるんじゃないかなと思うのが１つ。

今、農業に対しての質問ですけれども、何でこの放棄地が増えるかと、原因は何なのかっていう、人口が減っているから放棄地も増えているってす、私はそう思いません。１つは、収入が欠けているから止める人が多く出ている、そういうふうを考えております。何とかそこを笑顔あふ

れる南部町づくりに、やはり理事者の皆さん、会社で言えば皆さんが役員でしょう、みんな。力を合わせて頑張っていたきたいと思います。

答弁終わらせていただきます。ありがとうございました。ああ質問でした。

○議長（夏堀文孝君） 答弁は要りませんか。（「要りません」の声あり）

これで根市 勲君の質問を終わります。

次に、4番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（4番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○4番（夏堀嘉一郎君） おはようございます。

本日は、雨の中、足元の悪い中、新郷村の議員の皆様、そして、傍聴の皆様、ご来場いただきまして、誠にありがとうございました。

通告しております質問をこれからいたしたいと思います。

ヤングケアラーの現状と対策についてであります。

先月の衆議院で可決され、4月の発足を目指している「こども家庭庁」は、少子化、虐待、子供の貧困といった課題の解決に向け、幅広く対応することを目標にしていますが、同本会議ではさらに「こども基本法案」も可決されました。

この朗報は全国的な課題とされているヤングケアラーについて追い風となり大きな期待感を感じさせるものとなりましたが、では、当町におけるヤングケアラーの課題はどのような状況にあるのでしょうか。

ヤングケアラーとは、両親のどちらかが、離婚・死別によりいない、あるいは仕事などで忙しい場合、子供が介護を担わざるを得ない状況になり、要介護状態の家族のために、大人が担うような介護の責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面（介護）も行っている18歳未満の子供や若者のことです。

先般、地元紙に、厚生労働省によるヤングケアラーの実態調査の記事が掲載されていましたが、その中で「世話をしている家族がいる」と回答した全国の中学2年生が約17人に1人、高校2年生は約24人1人という公表が昨年4月にありました。

今年は全国の公立校に通う小学6年生を対象に同様の調査をしましたが、昨年の中学生や高校生を上回る15人に1人、6.5%という結果となり、極めて異常事態であることを思い知ることになりました。

その小学生ケアラーの半数以上はほぼ毎日、兄弟の送り迎えや祖父母の見守りをはじめ、食事の準備や洗濯、買物の世話をし、それに費やす時間は1日平均で2.9時間にもなり、遅刻や早退や欠席、忘れ物や勉強の遅れなど、学校生活に様々な影響が出ているようです。

このような過酷な生活に直面している子供や若者が、当町にどれだけいるのかどうかの現状や、それについての今後の対策を次のように列記して質問いたします。

1つ目であります。ヤングケアラーであることに気づいていない子供たちをどのような手法で見つけ、調査をし、実態を把握するのか。既に実態を把握している場合はその結果を伺います。

幼い頃から介護が日常にあり、家事を手伝うよい子として周囲から認識されてしまっている場合が多く、その環境下では自分自身でその当事者であることに気づくはずもなく、知らず知らずのうちに深刻化してしまうことがこの問題の難しさではありますが、埼玉県ではどんな状態であればヤングケアラーなのか、小学生にも分かりやすく説明する冊子を作成して、1月から困っていることを書き込むカードと一緒に小学校に配って、早期発見に全力を尽くす手法を試みるなど、各自治体の積極果敢な取組でこの難題を解決させようとしている動きがありますが、当町の考えを伺いたいと思います。

2つ目であります。地域や学校で認知されにくいことが、この問題を深刻化させているようですが、その認知されにくくしている家庭内のプライバシーの壁をどのように乗り越え、支援していくことになるのか、当町の考えを伺います。

「これまでは、『家庭内の問題に行政は介入しない』という暗黙のルールがあり、ヤングケアラーやひきこもりの公的支援は、申請主義になっていた」と自省していた鳥取県知事が、年度内に条例化を目指して、当事者の社会参画の機会を導く体制を築き、デリケートなこの問題を解決させようと躍起になっています。これまでの行政のスタンスだけではこの問題を解決することができないことを各自治体では気づいて、それを共有して、新しい目線での対策を推し始めていますが、これらの動きを踏まえまして当町の考えを伺いたいと思います。

3つ目であります。1人で悩みを抱え込み、孤立していかないようにするための仕組みづくりが今後必要になると思いますが、当町はどのように考え、対策に臨むのかを伺います。

埋もれがちな子供たちの悩みに耳を傾ける相談体制を整備するとともに、学校と福祉行政との連携を緊密にして、学習サポートと福祉サービス両面からの支援の手を差し伸べることも必要ですが、非常に様々な領域にまたがった包括的な支援も必要とされ、子供たちの目線になって、孤立させないための知恵や仕組みづくりが重要になると思いますが、当町の考えを伺います。

最後になります。子供が子供でいられる町にするための相談窓口の所在を伺います。

ヤングケアラーの大きな問題は、真面目な学生ほど家族を思い、介護に携わり、学業を諦めてしまうことが多いことです。本当なら享受できたはずの勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間など「子供としての時間」を、この問題と引換えにさせないように、町内の子供たち全員の現状をしっかりと把握をして支援をし、子供が子供として幸せに生活できるようにするための相談窓口の所在を伺います。

このヤングケアラーの社会的認知度を向上させて、子供たちを地域社会全体で守らなければ解決できない課題であると思いますので、まずは相談窓口の所在をしっかりと町民へ広報することが大事であると考えます。

最後になりますが、青森県でも本年度、学校を対象に実態調査を行い、支援づくりに着手するようです。児童生徒や学生にヤングケアラーを知ってもらう取組も進めるようですので、ヤングケアラー当事者の声をもっと知られるようになっていって「いつでも相談ができる」社会が広がること、つまりは全ての人が幸せに暮らせる社会づくりのチャンスであり、またそうなることを信じまして、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、ヤングケアラーであることに気づいていない子供たちをどのような手法で見つけ調査し、実態を把握するのか、既に実態を把握している場合はその結果について、のご質問であります。町では現時点で「ヤングケアラー」に特化した実態調査は実施しておりませんが、青森県では、令和4年度の重点事業「ヤングケアラー支援体制構築事業」の一環として、県内実態調査を行うほか、周知・啓発に努めることとしております。

県では現在、実態調査の早期実施に向けて、調査対象や具体的な聞き取り内容について、国や他県の先行事例を参考に検討しているところであります。調査結果は福祉、介護、医療、教育などの関係機関と共有しながら、連携したサポート体制の構築を目指すと伺っております。

次に、地域や学校で認知されにくくしている家庭内のプライバシーの壁をどのように乗り越え、支援していくことになるのかというご質問でございますが、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題として表面化しにくいことに加え、子供自身や家族がその問題を認識していないことなどから、実態の把握が難しいという課題があります。

町ではこれまでも児童虐待が疑われるケースには、担当職員や保健師が、民生委員などから情報を収集し、子供や家族から状況を確認し、支援を行っておりますので、そのノウハウを生かしながら関係機関と連携して、適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、1人で悩みを抱え込み、孤立していかないようにするための仕組みづくりが今後必要になると思うが、当町はどのように考え対策に臨むのかというご質問でございますが、ヤングケアラーを早期に把握し、必要な支援を行うためには、まずはその概念、子供として守られるべき権利があること、そして、その本来守られるべき権利が侵害されていることを、子供自身や家族、周囲の大人を含む多くの人に理解していただきながら、様々な人や機関が窓口となり、支援の対象であるべき子供に気づくことができる環境を整えていかなければならないと思っております。

そのため、ヤングケアラーという言葉の認知度向上と、正しい理解が進むよう普及啓発などに努めるほか、行政、学校、地域が連携して、日頃の子供たちの様子を観察し、家庭訪問などにより生活状況をきめ細やかに把握するなど、早期に発見し、支援につなげることができるよう努めてまいりたいと思っております。

ヤングケアラーもいわゆるいじめ、そういうことに関して、恐らくどっかではSOS、何かしらの発信はされているのではないかなと思います。そういう発信をいかに周囲の、我々行政含めながら、どなたでもまず気がついてもらえる、そして、少しでもそういう状況を感じた場合には、我々行政なり、情報をいただければ、我々が気がつかないことも、また町民の皆さんのお力をお借りして、早く気づくことによって、早い体制をつくることができると思っておりますので、今後につきましても相談窓口の所在等でございますが、子供を取り巻く問題は家庭が抱える様々な課題が関係し合い複合化しやすい特徴もあることから、健康こども課を窓口、福祉介護課や教育委員会学務課など関係部署と連携を取りながら支援に当たることとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） 答弁ありがとうございました。

大分前の話なんですけれども、ある学校の校長先生のほうから、最近何か不登校が増えているというようなお話を聞きました。私の娘もですね、学校に通いましていろいろ聞いたんですけれども、何か不登校の子がいるよっていう話だったんですね。私が学生の頃、小学校、中学校の頃

は不登校の子ってあんまりなかったんですけども、いなかったはずなんです。記憶をたどっていけばですね。でも、最近多くなっているということなので、もしかしたらこのヤングケアラーというの、もしかしたら原因になっているのかなっていうふうなことが感じました。

先ほど答弁の中で実態調査を行っていないという話だったんですけども、現時点でいいですので、そういったヤングケアラーがもしかしたら関係しているかもしれないといったような事例があるかもしれないのでちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課長（西舘昌男君） 現在、不登校または不登校傾向の児童・生徒の数は、不登校が2人、それから保健室に登校したりとか、早退したり、遅刻したりしている不登校傾向の児童・生徒は4人ということで伺っております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 健康こども課で、児童家庭相談というものを実施しております。そちらの相談実績は、令和3年度で全25件ありますけれども、その中で不登校として捉えているのが3件ほどありますが、ヤングケアラーに関する事案ではないと把握しております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） 最後になりますけれども、厚生労働省ではですね、専門職の方々だけでなく医療や福祉、介護、教育関係機関の方々にもヤングケアラーに関する研修や、学ぶ機会が必要になると提起していますので、その考えは私も同感なんですけれども、その地域社会全体で包括的にやらなければ、この問題をクリアできないと思いますので、早急に南部町も実態調査をしてですね、オール南部町で子供を助けていただきたいと思います。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

（午前10時54分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を続けます。

2番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（2番 松本啓吾君 登壇）

○2番（松本啓吾君） 本日は、新郷村村議会議員の皆様、南部町議会傍聴、誠にありがとうございます。

多くの先輩方の前での一般質問ということで、いつにも増して緊張感がありますけども、109回定例会において質問の機会をいただきましたので、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、小学校、中学校におけるGIGAスクールの進捗状況と現在の活用状況、今後の構想について質問いたします。

ICT技術の社会への浸透に伴って、教育現場でも先端技術の効果的な活用が求められる時代となりました。文部科学省が推進するGIGAスクール構想は、小・中学校などの教育現場で、児童・生徒各自がパソコンやタブレットといったICT端末を活用できるようにする取組です。対象はハード環境の整備だけにとどまらず、デジタル教科書や児童生徒が個別に苦手分野を集中学習できるAI、人工知能ドリルといったソフト面、地域指導要請やICT支援員などの外部人材を活用した指導体制の強化を含めた改革を推進するものです。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、オンラインを活用した授業や学習への必要性が高まったことから、端末導入スケジュールを大幅に前倒しました。端末の利活用の実態について、文部科学省が2021年10月に、実態調査の結果を発表しました。それによると、全国の公立の小学校の96.2%、中学校の96.5%が、端末の利活用を開始したとのことでした。また、同調査による

と、平常時の端末の持ち帰りの学習の実施状況では、実施している学校は26.1%、非常時の持ち帰りについては、実施できるよう準備済みの学校は66.5%であり、学校での管理を基本とする自治体が多く、コロナ禍で期待されているオンライン授業には時間がかかる現状であります。

そこでお聞きしますが、南部町の小中学校におけるGIGAスクールの進捗状況と、現在の活用状況、今後の活用構想はどのようになっていますでしょうか。

2つ目に、コロナ禍における休校や自宅待機児童・生徒に対する学習、行事開催時の対応について質問いたします。

1つ目に、新型コロナウイルス感染症の影響により休校となることによって、学習の遅れが不安視されていますが、南部町における休校後の取組はどのようになっていますでしょうか。

2つ目に、新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者は自宅待機となりますが、自宅待機時の児童・生徒に対する学習の対応はどのようになっていますでしょうか。また、行事等開催時に自宅待機を余儀なくされ、参加できない児童・生徒に対する対応はどのようになっていますでしょうか。

ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 松本啓吾議員にお答え申し上げます。

まず、町内の小中学校におけるGIGAスクールの進捗状況と現在の活用状況についてであります。GIGAスクールに対応した校内通信ネットワークの整備及び児童・生徒、教員向けの1人1台端末の整備は、令和2年度末に完了し、昨年度から授業での活用が始まっているところであります。

活用状況につきましては、基本的な調べ学習のほか、端末に必要なアプリケーションをインストールして、プログラミングの学習や漢字・計算の学習に活用したり、授業に関わる動画を視聴したりと、様々な形で活用されているところであります。

次に、今後の活用構想についてであります。当町では、まだドリル教材などの個々の学習を支援するソフトを導入しておりませんが、学習支援ソフトを導入することにより、児童・生徒一人一人の習熟度の把握が容易となるほか、その習熟度に応じた個別指導に役立てることが可能となるなど、多くのメリットがあると考えております。

一方で、導入費用が高額であるという課題もありますので、今後、各学校の先生方にもご協力いただきながら、それらの導入について協議していく必要があると考えております。

現在、当町では、端末を破損させてしまうおそれや、有害サイトにアクセスしてしまうおそれもあることから、端末の持ち帰りはさせていない状況であります。しかし、新型コロナウイルス感染症により、取組が進むこととなったオンライン授業に対応するため、持ち帰りを可能とした場合に「機器を破損したときの費用負担はどうするか」、「利用できる機能をどう制限していくのか」、「Wi-Fi環境のない家庭への対応はどうするのか」といった課題を解決すべく、近隣市町村の動向を伺いながら研究を進めてまいりたいと考えております。

また、学校では端末の使用に加えて、実物投影機やプロジェクター、電子黒板などのICT機器を活用して授業を行っているところでありますが、これらの機器も日々進化しておりますので、機器の更新等により質の高い授業を行うことができる環境の整備にも努めてまいりたいと考えております。

隣接する八戸市の取組は、GIGAスクール構想の先進事例として新聞や情報誌等でも数多く取り上げられておりますが、ICTの活用を進め、学習の効果を高めていくためには、学校現場及びICTをよく理解している職員、つまり指導主事の存在が大きな鍵であると同っております。

当町におきましても、GIGAスクールをさらに推進していくに当たり、学校と教育委員会の橋渡しの役割を担うとともに、学校に今必要なものは何か、何が課題で、どう解決すればよいのかを理解している指導主事の配置が必要であると考えております。教員不足が叫ばれている中で、配置へのハードルはかなり高いものであると思われますが、県教育委員会に対し、町村部の教育委員会事務局にも配置していただけるよう働きかけてまいりたいと考えているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による休校後の学習の取組についてであります。令和3年度から、本年5月31日までに、町内の学校で全学年の休校措置を行った学校は2校で、それぞれ1日または5日間の措置を、また、学年閉鎖措置を行った学校は6校で、それぞれ1日から7日間の措置を行ったところであります。

これに対する学習面での対応であります。学年閉鎖中は、各学校において、新型コロナウイルス感染症の蔓延による児童・生徒の自宅待機に備え、事前に設定していた宿題の履修や宿題の配達、保護者による課題の受け取りなどの取組を行ったほか、学年閉鎖後においては、休み時間や、放課後を活用した個別指導などの取組を行い、学習面での遅れを補っているところであります。

す。

次に、児童・生徒が感染または濃厚接触者に該当し、あるいはワクチン接種の副反応により出席停止が取られた延べ人数は、令和3年度から本年5月31日までに、全12校で2,324人、最長で20日間の措置でありました。

これらの児童・生徒に対しましても、学年閉鎖時の取組と同様ではありますが、宿題の履修や休み時間や放課後等の個別指導、朝自習での別課題の履修など、それぞれの学校におきまして、個別指導を重点的にを行い、学習の遅れを補っているところであります。

このほか、復習の時間を多めに設けるなど、授業の形態を工夫している学校や、電話を利用した質疑応答のほか、中学校におきましては校内試験、考査週間前に開かれる学習会などにおいて、個別指導の場面を設定するなど、学習面におけるコロナ禍の影響を最小限にとどめるための措置が行われているところであります。

次に、行事に参加できない児童・生徒に対する対応についてであります。各学校の行事等につきましては、餅つき大会やスケート教室など、小規模なものは中止とした場合もありますが、修学旅行や体育祭などの行事に関しましては、開催日の延期や、保護者等観覧者の入替え措置、プログラム内容を見直しての縮小開催など、実施に向けて柔軟に対応しているところであります。

また、新型コロナウイルスの影響により行事等の開催日に欠席となった児童・生徒は、非常に少ない状況であるとのことではありますが、その対応につきましては、卒業式を本番のときと同じような形式で追加実施したり、学級で疑似行事を行うなど、各学校において工夫を凝らし、参加できなかった児童・生徒への配慮がなされているところであります。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。松本啓吾君。

○2番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございます。

GIGAスクールの設備に関して、もう完了しているということで、国の調査にもありましてとおり南部町においては進んでいたのには、まず、安心しました。

また、そもそもGIGAスクール構想というのはですね、先ほど教育長から答弁あったとおり、今の先端技術を生徒たちも活用して、個別の学習能力を上げるというのが目的ではあったんですけども、このコロナ禍にうまく利用できないかということで、各父兄はオンライン授業、大学で

もよくあったんですけども、のほうに、というところに今視点が、重点が行っているのが現状であります。

教育長から答弁があったとおり、このオンライン授業の環境をつくるというのにはですね、先ほど話したとおり家庭での受信機材の保有状況や、W i - F i 設備の状況、また先ほど話したとおり、学校側からの貸与可能な端末、またはモバイルW i - F i のほかにもですね、貸与した場合の破損の弁償、また情報セキュリティや有害コンテンツのアクセス制限のルール構築、またI Tに弱い教員や保護者への指導などの実施が必要になってくると思っております。

文部科学省においては、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備事業として、家庭学習のための通信機器整備支援や、学校からの遠隔学習機能の強化として補助支援制度もありました。また、青森県教育庁学校教育課小中学校指導グループでは、臨時休業等に備えたオンライン学習導入に当たってとしたガイドブックも出されております。その中には、同時双方向型通信、いわばズームや、ウェブ会議システムといったものや、動画配信、いわばユーチューブ等のシステムを活用したオンライン授業の進め方が載っております。今年の南部町成人式においては、来場できなかった保護者に向け、ユーチューブにて動画配信がされておりました。保護者からもすごくよかったという声を聞いております。

これらのシステム活用により、やはりどうしてもG I G Aスクールのこの機器等を使ってですね、自宅待機時の児童・生徒の学習環境の構築、またはこの前行われた運動会等に参加できなかった生徒もいて、という方に先ほど言った、ユーチューブ等での動画配信等ができればですね、そういう参加が少しはかなうのかなと思っておりますけども、こういった環境整備というところは、今のところ、先ほど他市町村等を見てということだったんですけども、補助等も前はあったんですけども、今はちょっと国のほうがどう出しているか、ちょっとまだ私も調べてないんですけども、そういったものも利用しての整備等は、今後お考えはないでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課長（西舘昌男君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、オンライン授業を行うに当たり、やはり一番ネックとなるのは、全家庭にW i - F i 環境でありますとか通信環境があることが条件になってくるのかなと思っております。

ポケットW i - F i などの貸与によりましては、あくまでもご家庭での

負担を求めたいというところもございまして、その辺のところの解消策について、今後、近隣の市町村から伺いながら、研究してまいりたいと考えているところでございます。

あと、運動会のユーチューブでの配信ということで、成人式の配信につきましては私も拝見させていただいて、大変よかったなと思っております。そちらにつきましても、参加できない子供さんのために配信することが可能かどうかというところにつきましても、研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 私のほうから補足させていただきます。

このＩＣＴ機器に関しては、２種類役割があると思います。

１つ目は、さっき言った成人式とか、出られなかった保護者、家庭、本人にそういうＩＣＴを使って見せるという側面と、もう一つはですね、先ほど議員からご質問があった授業においてそのＩＣＴをどう使うかという２つの側面がありますので、授業において学力向上のため、例えばこのＧＩＧＡスクール構想は、端末を上手に使うようにすることが目的ではありません。端末を使って、いかに自分の考えをもっとまとめたり、考えを深くするのが、このＧＩＧＡスクール構想ですので、その辺は分けて考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。松本啓吾君。

○２番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございます。

教育長おっしゃるとおり、私も本当はＧＩＧＡスクール構想は本当に生徒の学力なり、いろいろな今の技術を使っただけの発想力を増すためのものというのが最初の構想だったと思います。でも、いつの間にかそのオンラインというところが前に出てしまっていてですね、世間的には何でこれを使わないんだろうっていうところが強く出てきているというのもまた理解しております。

また、その貸与の部分でもいろいろな問題、先ほどもおっしゃったとおり問題があると思いますので、そういった部分も解決しながら子供たちの学習に、いい環境ができればと思っております。

コロナ禍で休校等があったときにですね、家庭では日本全国的にもですね、学習能力の低下と

いうところが不安視されてはおりましたが、文部科学省が今年３月に学力の変化を見る、経年変化分析調査の結果によると、全体で見るとコロナ前後で、学力低下などの変化は顕著には見られなかったという結果が出ております。これも先ほどいろいろな学校でですね休校措置、また、待機時にプリント等でやっている補修とかやっているという成果だということも載っております。ただ、一方、家庭の経済状況により学力格差が広がっている懸念もあるとしております。

青森県が示すように、コロナウイルスに限らず、災害や感染の発生による臨時休校時の緊急対応においても、全ての児童・生徒の学びを保障できる環境を実現していただけるようにしていただければと思います。

オンライン授業や動画配信の環境整備には時間がかかります。家庭では自宅待機時にどのような学習をすればいいのか、やはり保護者が分からないという方もいます。今までのような自宅待機時にですね、学校側から学習時のプリントを配布する、もしくは、ある行政ではホームページ上に自宅学習での勉強プリントをアップしているという行政等もあります。全ての児童・生徒の学びを保障できる環境を少しでも実現するために、今できることをまず、少しずつでもですね、取り組んでいってもらえればと思います。

○議長（夏堀文孝君） 質問ですか。（「終わります」の声あり）

○２番（松本啓吾君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、６月８日は午前１０時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前１１時３１分）

令和4年6月8日（水曜日）

第109回南部町議会定例会会議録

（第4号）

第109回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

令和4年6月8日（水）午前10時開議

- 第 1 報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 2 報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度南部町一般会計補正予算(第8号))
- 第 3 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 4 報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 第 5 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 7 報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 8 報告第 10号 専決処分した事項の報告について
(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 第 9 報告第 11号 令和3年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 10 報告第 12号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 11 報告第 13号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 12 報告第 14号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について

- 第 13 議案第 41号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 42号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 43号 南部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 44号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
- 第 17 議案第 45号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 第 18 議案第 46号 令和4年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第 19 議案第 47号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 20 発委第 2号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 21 陳情第 1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 22 常任委員会報告
- 第 23 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 24 議員派遣の件

追加第1 発委第 3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	工 藤 愛 君	2 番	松 本 啓 吾 君
3 番	久 保 利 樹 君	4 番	夏 堀 嘉一郎 君
5 番	坂 本 典 男 君	6 番	滝 田 勉 君
7 番	西 野 耕太郎 君	8 番	山 田 賢 司 君
9 番	八木田 憲 司 君	10番	中 舘 文 雄 君
11番	工 藤 正 孝 君	12番	夏 堀 文 孝 君
13番	沼 畑 俊 一 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	久保田 敏 彦 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交 流 推 進 課 長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住 民 生 活 課 長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	石 橋 一 史 君
商工観光課長	北 上 隆 広 君	建 設 課 参 事	松 橋 悟 君
会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君	医療センター事務長	岩 間 雅 之 君
市 場 参 事	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	西 舘 昌 男 君	社会教育課長	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	舘 崎 あつ子	総 括 主 査	坂 本 裕 昭
主 事	柴 田 和 香		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第109回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、報告第3号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） おはようございます。

それでは、説明資料の3ページをお開き願います。報告第3号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明いたします。

趣旨であります。妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援制度の活用に関する指針が人事院から示され、同制度の運用を規定する改正人事院規則が令和4年4月1日に施行されることから、町も同様に4月1日から運用するにあたり条例を改正する必要性が生じ、令和4年3月31日付けで専決処分したため、これを報告し承認を求めるものであります。

改正の概要であります。会計年度任用職員等の非常勤職員が育児休業等を取得するためには、これまで、引き続き在職した期間が1年以上という要件がございましたが、その要件を廃止し取得しやすくするものであります。

また、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、職員や配偶者の妊娠や出産を申し出た職員に育児休業について周知したり意向確認するほか、育児休業に対する相談体制を整備することなどであります。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告し承認を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第3号は原案のとおり承認されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第2、報告第4号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第8号））」を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書をご準備いただきまして11ページをお開き願います。

報告第4号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

下段、処分理由に記載のとおり、固定資産税減収補填特別交付金等を歳入へ追加すること及び

困窮世帯向け給付金事業等を繰越明許費に追加するなど、令和３年度一般会計予算を補正する必要が生じたため専決処分したものでございます。

12ページをお開き願います。

専決第４号、令和３年度南部町一般会計補正予算（第８号）は、第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入及び財源充当の調整を行うことについて、令和４年３月31日付けで専決処分を行いました。

14ページをお開き願います。

第２表、繰越明許費補正につきましては、３款１項の困窮世帯向け給付金給付事業及び２項の18歳以下給付金給付事業について、翌年度に繰り越しして事業を実施する必要があることから、事業費合計で1,118万3,000円を繰越明許費に追加したものでございます。

18、19ページをお開き願います。

歳入の上段、９款１項２目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、国の緊急経済対策における税制上の措置に基づき実施した中小事業者が負担する固定資産税の軽減に対し、国から特別交付金の交付決定があったことから1,229万9,000円を追加したものでございます。

その下、15款２項１目総務費県補助金は、福地支所の貸しオフィス改修経費及びおためし住宅利用促進対策経費に対し、県のリモートワーカー等移住受入促進事業費補助金の交付決定があったことから349万5,000円を追加したものでございます。

下段、18款２項１目財政調整基金繰入金は、上記の交付金等の交付により歳入が増額となったことから、財政調整基金からの繰入金を1,579万4,000円減額したものでございます。

20、21ページをお開き願います。

歳出の２款１項５目財産管理費及び７目地方創生推進費は、県のリモートワーカー等移住受入促進事業費補助金の交付決定があったことから、これを対象事業にそれぞれ充当する財源更正を行ったものでございます。

以上のとおり専決処分したことについて、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ議会の承認を求めるもので、ございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第4号は原案のとおり承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第3、報告第5号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） それでは、議案説明資料をもってご説明申し上げたいと思います。

4ページをお開きください。

報告第5号「南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が、令和4年3月31日に公布され令和4年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じ令和4年3月31日付けで専決処分したため、議会へ報告し承認を求めるものでございます。

改正の概要でございますが、東京23区やその他の地域から当町に本社機能を移転した場合など

に固定資産税を軽減する要件として規定されております地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限は、本年３月31日までとなっておりましたが、これを２年延長し令和６年３月31日までとしたほか、整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限を２年から３年へ延長する改正を行うことにつきまして本年３月31日に専決処分したものでございます。

なお、現在当町において該当となる整備計画はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第５号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第５号は原案のとおり承認されました。

◎報告第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第４、報告第６号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） それでは、説明資料の5ページをお開き願います。

報告第6号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関連する法令が令和4年3月31日に公布され、原則令和4年4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして町税条例等を改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日付けで専決処分を行い、同日付けで公布し、原則4月1日から施行したものでございます。

なお、本条例改正は全て法改正に伴うものとなっております。

主な改正内容についてであります。1点目の個人住民税に関しましては、新型コロナウイルス対策としての住宅ローン控除の特例につきまして、期限が令和4年末までであったものが令和7年末まで3年延長されております。これに併せまして、所得税から控除しきれない税額を個人住民税から控除する期間も同様に延長しております。

次に、所得金額に係る規定の整備についてであります。退職所得がある配偶者や扶養親族の把握を容易にするため、給与及び公的年金所得者の扶養控除申告書や各支払報告書に氏名等を記載し申告することとしたものであります。

2点目の固定資産税についてであります。コロナ禍からの景気回復に万全を期すため、土地に係る負担調整措置につきまして、令和4年度限りの措置として、地価が上昇している商業地等の課税標準額の上昇の上限を現行5%としているところを2.5%と引き下げる改正を行いました。なお、南部町において地価が上昇している地点はございません。

3点目の各種証明の交付についてであります。納税証明書や固定資産税関係証明書など、交付・閲覧をすることにより納税義務者等の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき、住所の不記載等一定の措置を講じることとしたものであります。

その他法改正に併せて所要の改正を行っております。

条例の施行日は原則令和4年4月1日といたしまして、条項ごとに所要の経過措置を設けております。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

報告第6号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

報告第6号は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第5、報告第7号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて(南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(下井田耕一君) それでは、説明資料の7ページをお開き願います。

報告第7号「南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

租税特別措置法が一部改正され令和4年4月1日から施行されることに伴いまして、南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を一部改正する必要が生じたので、令和4年3月31日に専決処分を行い、同日交付した上で、令和4年4月1日から施行したものでございます。

本条例改正は、引用条項のズレの修正のみであり内容に変更はございません。

概要につきましては、本条例が引用しております租税特別措置法において、機械等の特別償却に追加条項があり引用条項にズレが生じたため、引用条項を整理するものであります。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

報告第7号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第7号は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第6、報告第8号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） 説明資料の 8 ページをご覧ください。

報告第 8 号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨であります。法改正に伴う国保税限度額の改正と、一昨年、昨年と実施してきました国の基準に基づく新型コロナウイルスによる国保税の減免を、同じ内容で引き続き今年度も実施するという 2 つの趣旨となっております。これらに対応するため所要の改正を行ったものでございます。

改正の概要についてであります。初めに、①国保税限度額の改正についてであります。国保税の基礎課税額の限度額を 63 万円から 65 万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を 19 万円から 20 万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、②新型コロナウイルスにより収入が減少となった被保険者の国保税の減免についてであります。細部は要綱で定めるものでありますが、ここでは国から示された基準全体の概要をご説明申し上げます。まず初めに、減免の対象となる国保税についてであります。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものと、年金から特別徴収になるものについては、同期間に年金支払日が設定されているものになります。

次に、ア．減免の対象となる世帯と減免額についてであります。（ア）主たる生計維持者が新型コロナウイルスに罹患し死亡又は重篤な傷病を負った場合は全額が免除となります。令和 3 年度の（ア）の適用はございませんでした。

次に、（イ）コロナウイルス対策により主たる生計維持者の事業収入等が減収となった場合につきましても所得等の状況により減免となるものでございます。収入減の場合の要件は 3 つありまして、a．事業収入等の減収割合が 3 割以上であること、b．前年の所得金額の合計額が 1,000 万円以下であること、c．事業所得等以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること、であります。これら 3 つの要件全てに該当したとき、世帯の主たる生計維持者の前年の収入の額に応じて全部から 10 分の 2 の減免割合を決定し、また、世帯所得に対する事業所得の割合により減免額を決定するものであります。令和 3 年度の（イ）の適用につきましては、1 世帯 2 名 33 万 3,200 円の減額を行っております。

計算例など参考資料として次のページに載せておりますので、適宜ご覧いただければと思います。

なお、減免の要件や金額の計算に関しましては、これまでと同じ内容となっております。

次に、イ．その他減免に要する費用に対する財政支援についてであります。本条例改正は国

が示した基準に基づくものでありますので、全額が財政支援の対象となるものでございます。

条例の施行は令和4年4月1日でございます。

報告第8号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第7、報告第9号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） それでは、説明資料の11ページをご覧ください。

報告第9号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨であります。一昨年、昨年と実施してまいりました国の基準に基づく新型コロナウイルス

スによる介護保険料の減免を同じ内容で引き続き今年度も実施するため、所要の改正を行ったものであります。

(3) 減免の対象となる保険料から(4) ①主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負ったときまでは、さきほど申し上げました国保税の減免と同様の内容となっております。なお、令和3年度①の適用はございませんでした。

次に、②コロナウイルス対策により主たる生計維持者の事業収入等が減収となった場合につきましては、所得等の状況により減免となるものでございますが、国保税の減免と要件が少し違っておりまして、収入減の場合の要件は、ア．事業収入等の減収割合が3割以上であること、イ．事業所得等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること、の2つとなっております。

これら2つの要件全てに該当したとき、世帯の主たる生計維持者の前年の所得の額に応じて、全部または10分の8の減免割合を決定し、また、主たる生計維持者の合計所得と事業所得の割合により減免額を決定するものであります。令和3年度②の適用はございませんでした。

計算例など参考資料として次のページに載せておりますので、適宜ご覧いただければと思います。

なお、減免の要件や金額の計算に関しましては、これまでと同じ内容となっております。

次に、減免に要する費用に対する財政支援についてであります。本条例改正は国が示した基準に基づくものでありますので、全額が財政支援の対象となるものでございます。

条例の施行日は令和4年4月1日でございます。

報告第9号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

報告第9号は原案のとおり承認されました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長(夏堀文孝君) 日程第8、報告第10号「専決処分した事項の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(久保田敏彦君) 説明資料の13ページをお開き願います。

報告第10号「専決処分した事項の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)」ご説明いたします。

物損事故により発生した損害賠償の額を定め和解することにつきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は令和4年5月19日。発生日時は令和4年2月1日午前11時50分。場所は大字剣吉地内。相手方は南部町在住の女性。過失の割合は、相手方の損害のうちの20%を負担するもので、損害賠償の額は2万7,280円でございます。

事故の内容でございますが、路線バス運行のため町道剣吉停車場線を運行中、駐車場から道路に進入してきた相手方の車両と衝突し、双方の車両が破損したものであります。

損害賠償につきましては、一般財団法人全国自治協会青森県町村自動車共済の保険で対応しております。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第10号を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第9、報告第11号「令和3年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書の69ページをお開き願います。

報告第11号「令和3年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和3年度南部町一般会計予算に計上した事業のうち令和4年度に繰り越した経費が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

70ページをお開き願います。

2款1項社会保障税番号制度システム整備事業から8款2項町道整備事業までの5事業、総額9,374万3,000円について、表に記載の財源をもって令和4年度に繰り越しし実施するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第11号を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第10、報告第12号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」を議題とします。本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 議案書の71ページをお開き願います。

報告第12号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

報告理由に記載のとおり、継続費を設定しております。あかね浄化センター建設事業の令和3年度事業費のうち、令和4年度に繰り越しする事業費が確定いたしましたので、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

72ページをお開き願います。

2款1項あかね浄化センター建設事業に係る令和3年度継続費、予算現額1億8,989万3,000円のうち、年度内に支出が終わらなかった事業費1億1,956万3,000円を翌年度に逓次繰越するもので、繰越金の財源内訳は、国庫支出金5,660万円、地方債4,820万円、一般財源1,476万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第12号を終わります。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第11、報告第13号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 議案書の73ページをお開き願います。

報告第13号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

報告理由に記載のとおり、令和3年度南部町公共下水道事業特別会計について、令和4年度に繰り越す事業費が確定いたしましたので、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

74ページをお開き願います。

2款1項公共下水道建設費は、南部処理区公共下水道整備事業の1,700万円と、あかね処理区公共下水道事業の900万円の、合わせて2,600万を繰り越すもので、繰越金の財源内訳は国庫補助金860万円、地方債1,030万円、一般財源710万円でございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第13号を終わります。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第12、報告第14号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」を議題とします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） 報告第14号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況につ

いて」ご説明申し上げます。

議案書の75ページをお開き願います。

本件は、地方自治法の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を提出し、経営状況について議会に報告するものでございます。

それでは、令和3年度の事業報告をご説明申し上げますので、別添の資料「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」をご準備いただきまして2ページをお開き願います。

まず初めに、組織及び運営状況についてでございますが、設立・組織の改廃状況、評議員会及び理事会の開催状況はご覧のとおりでございます。

また、当ページ下段からの令和3年度事業の実施状況についてでございますが、温泉保養館「バーデハウスふくち」の管理運営状況の（１）公益事業（水泳指導事業及び健康指導事業）から4ページをお開きください。（９）職員研修事業の状況まではご覧のとおりとなっております。

（10）利用者の状況でございますが、利用者数は17万2,802名となり、前年比5,187名の減、率にして2.9%の減となっております。

（11）収支の状況でございますが、収入9,494万6,000円に對しまして、支出は8,614万7,000円で、差引き879万9,000円となっております。

続きまして5ページをご覧ください。

総合交流ターミナル「アヴァンセふくち」の管理運営状況についてでございますが、（１）利用者の状況でございます。前年比40.7%増の3,874名。宴会・会合は前年比215%増の482名となっております。

下段の（５）収支の状況でございますが、収入2,073万円に對しまして、支出2,065万5,000円、差引き7万5,000円となっております。

続きまして6ページをお開きください。

「ふくち屋外プール」の管理運営状況についてでございますが、（４）利用者の数でございますが、前年比35.7%減の299名となっており、（６）収支の状況でございますが、収入192万2,000円に對し、支出192万9,000円となり、差引き7,000円の支出超過となっております。

続きまして、「ふくちアイスアリーナ」の管理運営状況についてでございますが7ページをご覧ください。（３）利用者数は、アイススケートで、前年度比4.6%増の3万535名でございました。下段の（７）収支の状況でございますが、収入2,461万1,000円に對しまして、支出2,217万6,000円となり、差引き243万5,000円となっております。

8ページをお開きください。

「レストラン」の運営状況でございますが、先ほどご報告いたしましたアヴァンセふくちの宿泊者数の増加に伴い、宿泊食事提供が43.9%の増6,331食となりましたが、レストランでの飲食の提供は6.6%減の1万4,419名、宴会への食事提供及び子ども会・老人クラブ等への食事提供は前年とほぼ同数でございました。（3）収支の状況でございますが、収入2,479万8,000円に對しまして、支出3,244万8,000円となり、差引き765万円の支出超過となっております。

続きまして、9ページから12ページまでは、第30期の決算報告書となりますので後ほどご覧いただきたいと思ひます。

それでは、13ページをお開きください。

こちらは、これまで説明いたしました施設別の収支状況でございまして、5つの施設の収入合計1億6,700万7,000円に對しまして、支出は1億6,335万5,000円となり、差引き365万2,000円となっております。

次の14ページから18ページまでは、各施設開設以来の年度別入館者数・利用者数・宿泊者数の推移となります。

また、別紙-1から別紙-4の資料でございまして、こちらは令和3年度における月別の利用者数の推移となっております。

以上で南部町健康増進公社の経営状況について説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第14号を終わります。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第13、議案第41号「南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案に

ついて説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、説明資料をご準備いただきまして14ページをお開き願います。

議案第41号「南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 ご説明いたします。

趣旨でございますが、公職選挙法施行令の改正により、同施行令に準拠している町条例との間で差異が生じたため所要の改正を行うものであります。

内容でございますが、自動車の借入れや燃料、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスター作成費用の公費負担の上限額を、公職選挙法施行令の改正に合わせてそれぞれ表のとおり増額するもので、施行日は公布の日であります。

議案第41号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第14、議案第42号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） それでは、説明資料の15ページをご覧ください。

議案第42号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でありますが一昨年、昨年と実施しました国保税の1万円の減税につきまして、同じ内容で引き続き今年度においても実施するため所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例の改正案につきましては、5月11日に開催されました国民健康保険運営協議会において承認を得ているものでございます。

改正の内容につきましては、（１）と（２）は昨年と同様でありまして、国民健康保険税基礎課税額（医療費分）の被保険者に係る被保険者均等割額を1万円引き下げ、それに伴いまして軽減額に関する条項も改正するものでございます。

（３）その他の減税の影響額についてでありますが一、国保税の減税総額が2,993万5,000円、国保基盤安定負担金の減額見込額が1,506万5,000円と、計4,500万円の歳入減となるものと見込んでおります。

次に、財源についてでありますが一、国民健康保険財政調整基金を取り崩しまして、歳入の減に充てるものであります。令和4年度末の基金残高は2億9,581万1,000円となるものと見込んでおります。

参考までに次のページに減税の例を載せておりますので後でご覧いただければと思います。

条例の施行日は公布の日でございます。

第42号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第15、議案第43号「南部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長(西舘昌男君) 説明資料の17ページをお開き願います。

議案第43号「南部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、少子化に伴う学校教育諸活動の制約に対処するとともに、町の将来を担う児童生徒に、より充実した教育環境を提供し、教育力を高めることを目的に、令和5年4月1日に統合する町立学校の名称及び位置を定めるため、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、下段、新旧対照表のとおり、小学校は、福地地区において、福地小学校・福田小学校・杉沢小学校を統合し福地小学校を新設、名川地区においては、剣吉小学校・名久井小学校・名川南小学校を統合し名川小学校を新設、また、南部地区においては、向小学校と南部小学校を統合し南部小学校を新設するものであり、これによりまして小学校は各地区1校の配置とするものであります。

中学校は、杉沢中学校を福地中学校に統合し、こちらも各地区1校とするものであります。

施行日は令和5年4月1日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第16、議案第44号「財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 説明資料の18ページをお開き願います。

議案第44号「財産の取得について」 ご説明いたします。

取得する財産は水槽付消防ポンプ自動車1台。契約の相手方は、八戸市の互光産業株式会社、代表取締役、梅内利哉。売買代金は5,533万円。落札率は99.00%であります。施行方法は指名競争入札。取得する財産の概要は、車種が水Ⅱ型、2,000リットル水槽付ポンプ自動車。納入期限は令和5年3月24日。配備先は南部町消防団名川第10分団（斗賀）でございます。

議案第44号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（夏堀文孝君） ここで11時10分まで休憩します。

（午前10時52分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第17、議案第45号「令和4年度南部町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） 議案書の89ページをお開き願います。

議案第45号「令和4年度南部町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に3億3,005万6,000円を追加し、予算総額を116億1,491万4,000円とするものでございます。

92ページをお開き願います。

第2表、地方債の補正は、今年度実施を予定している展示収蔵施設の設計方法を見直しするため、発行する社会教育施設整備事業債の限度額を4,270万円減額し3億940万円とするものでございます。

102、103ページをお開き願います。

歳出から説明いたします。

2款1項5目財産管理費は、庁舎やいちょうホールの感染症対策として、10節に消毒液やアクリルパーテーションの購入経費、及び、17節に空気加湿清浄機の購入経費、合わせて413万4,000円を追加。

7目地方創生推進費は、移住定住促進のため、バーチャル移住動画等を撮影するためのカメラ購入費や動画編集ソフトのライセンス料など合わせて43万円を追加するもので、5目、7目の補正の財源として県のコロナ対応地域経済対策事業補助金を充当するものでございます。

10目地域交通対策費は、発行済みのコミュニティーバス回数券の払い戻しにかかる返還金が不足する見込みであるため10万円を追加するものでございます。

下段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードの取得率向上を目指すとともに、現下の原油価格・物価の高騰を受け、町民の生活を支援することを目的にマイナンバーカード取得者へ商品券5,000円分を贈呈するため、7節報償費に6,850万円を計上したほか、発行窓口運営のため会計年度任用職員人件費、マイナンバーカード交付管理システム構築委託費、事務機器の購入費など合わせて8,564万3,000円を追加し、財源として国庫補助金1,433万1,000円を計上するものでございます。

104、105ページをお開き願います。

中段、3款1項1目社会福祉総務費でございますが、12節委託料の説明欄の民生委員児童委員協議会運営事業は、民生委員の活動単価が引き上げられたため11万7,000円を追加し、財源として県補助金を同額充当するほか、18節補助金に困窮世帯向けの10万円給付金、300世帯分3,000万円のほか、給付に係る事務経費を合わせまして3,120万7,000円追加し、財源として国庫負担金を同額充当。22節は、令和3年度の困窮世帯向けの給付金の事務費の精算により返還金が生じたため、18万7,000円を計上するものでございます。

2目社会福祉施設費は、17節備品購入費に介護予防拠点施設における感染拡大予防のためエアコン購入費44万円を追加し、財源としてコロナ対策地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

その下、7目国民健康保険事業は、議案第42号でご議決をいただきました国保税の減税に伴い、一般会計からの繰出金を1,506万5,000円減額するものでございます。

下段、3款2項1目児童福祉総務費は、次のページをお開き願います。

18節補助金に子育て世帯生活支援特別給付金5万円を210人分1,050万円計上するほか、給付に係る事務費と合せまして1,077万1,000円追加し、財源として国庫負担金を充当するものでございます。

その下、2目保育所費の18節補助金746万円及び3目学童保育費の18節補助金108万9,000円は、保育所4施設及び学童保育8施設における保育士等の処遇改善のための補助金をそれぞれ追加し、財源として国庫負担金を充当するほか、3目の12節委託料は、学童保育施設における利用児童数の増加により委託料を108万6,000円追加するものでございます。

下段、4款1項2目保健衛生施設費は、健康センターへWi-Fiを整備するため11節に通信費21万8,000円を追加。3目予防費は、コロナウイルスワクチンの4回目接種へ向けた必要経費を計上したほか、12施設委託料の説明欄の下段、新型コロナウイルス検査委託料は、町民が自費によるPCR検査や抗原検査を受ける際、検査費用の半額を支援するための経費806万4,000円を追加するもので、財源として、ワクチン接種については国庫負担金2,119万7,000円と国庫補助金のうち466万2,000円のほか、雑入の27万3,000円は町外の方のワクチン接種に係る他市町村からの負担金を充当。PCR等の検査費用の支援につきましては、国のコロナ対応地方創生臨時交付金743万4,000円を充当するものでございます。

下段の4目母子保健費は、令和2年度分の母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴い、返還金が生じたことから24万円を追加するものでございます。

108、109ページをお開き願います。

上段、6款1項3目農業振興費は、農畜産業者労働力支援事業として、農作業用アシストスーツ購入への補助金800万円を追加。8目農業施設費は、農産物直売施設へコロナ対策としてエアコンや空気清浄機を設置するための補助金720万円を追加し、3目、8目とも財源として県のコロナ対応地域経済対策事業補助金を充当するものでございます。

中段、7款1項1目商工業振興費は、12節に特別プレミアム商品券発行に係る町商工会への委託料924万9,000円、及び、18節補助金には特別プレミアム商品券の50%割増分7,500万円、町内商

工業者を対象とした持続化支援金2,400万円、町内事業者が行う宣伝広告など販売促進対策に係る経費への補助金750万円を追加するもので、財源として国のコロナ対応地方創生臨時交付金及び県のコロナ対応地域経済対策事業補助金を充当するものでございます。

下段、8款3項2目公園整備費は、ポケットパーク整備事業費として2,000万円を追加し、財源として公共施設整備基金を充当するものでございます。

110、111ページをお開き願います。

上段、9款1項3目防災費は、感染症対策を踏まえた避難所設営・運営のため、10節にガソリン携行缶などの消耗品費25万1,000円、17節にテント、発電機、タブレット型サーマルカメラなどの備品購入費977万8,000円を追加するものでございます。

中段、10款1項2目事務局費の1節報酬、8節旅費、10節需用費の一部、11節役務費は、名久井農業高等学校の生徒全国募集に向け、コーディネーター報酬や県外での説明会、情報交換会などに係る経費を合わせて171万7,000円を計上。10節、消耗品費のうち125万円は、小中学校における感染症対策用品の購入、17節備品購入費2,490万9,000円は、小中学校の各教室へ空気清浄機を設置するための経費を追加し、財源として国のコロナ対応地方創生臨時交付金及び学校保健対策事業補助金を充当するものでございます。

14節工事請負費は、小中学校へのエアコン整備にあたり、原材料費等の価格高騰が見込まれることから960万3,000円を追加し、財源として公共施設整備基金を充当するものでございます。

また、18節は、コロナ禍により開催を見合わせていた学校保健会などの教職員研修が今年度は開催する見込みとなったことから、補助金24万円を追加するものでございます。

下段、10款2項1目の17節備品購入費は、名久井小学校図書室のカーテン購入費として18万4,000円を追加するものでございます。

112、113ページをお開き願います。

上段、10款5項4目文化財保護費は、展示収蔵施設の整備へ向け、今年度予定していた基本実施設業務に関し、精度の高いプロポーザル提案を受けるため計画を一部見直しし、当初計上しておりました設計業務委託料4,500万円を減額した上で、基本計画の策定に係る委員の謝礼や業務委託料など合わせて1,070万8,000円を追加するもので、財源として充当を見込んでおりました地方債は減額するものでございます。

下段、10款7項1目給食センター管理費は、食材費の価格が高騰していることから、給食特別会計への繰出金を臨時的に320万円増額するものでございます。

ページを戻っていただきまして、96、97ページをお開き願います。

歳入について説明いたします。

下段、14款2項1目総務費国庫補助金の説明欄の下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,018万2,000円及び、次のページをお開き願います。

2段目の15款2項1目総務費県補助金の新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業補助金4,500万円を合わせまして9,518万2,000円は、歳出で説明しましたコロナ感染症対策用品の整備・購入のほか、地域経済対策経費に充当をしております。

3段目、18款2項基金繰入金のうちハード整備に要する財源としまして、3目公共施設整備基金を2,960万3,000円繰入れするほか、なお不足する財源としまして財政調整基金を1億6,276万4,000円繰入れて対応をするものでございます。

議案第40号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。1番、工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ページは108、109ページ。

まず、6款農林水産業費の18節補助金の畜産業者労働力支援事業に関して、アシストスーツを買うということでしたけども、こちらの単価等ですね。あと、こちらは購入して配るものなのか、それとも、これから希望者を募ってその分を購入するものなのか、希望者がいるのかどうかに関して伺います。

同じく108、109ページ。

8款土木費の14節施設改修工事、ポケットパークを4か所ですかね。2,000万円なので。整備する予定ということですが、こちらの場所がもうお決まりでしたらお知らせください。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） ただいま工藤愛議員からご質問のありましたページは108ページ、109ページ。

6款1項3目農業振興費の補助金、農畜産業者労働力支援事業でございますが、こちらは農作業に活用できる補助器具ということで、人工筋肉を使用した器具となっております、一般的に

はアシストスーツやマッスルスーツの名称で農作業のほか、介護や物流・輸送等の幅広い業界で導入されているものでございます。

単価につきましては、性能により金額はバラバラでございますが、一般的にホームセンターなどでも購入できる金額を今回は参考にしまして1着20万円程度で算出しております。

希望者を募るかどうかなんですけども、事前に農業関係団体のほうに需要調査ということで調査もしておりますけれども、これから希望者につきましては広報やホームページで周知をしまして募集することになりますので、人数についてはこれから確定することになります。

説明は以上になります。

○議長（夏堀文孝君） 建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 同じくページは108から109、下段の8款3項2目14節工事請負費です。

ポケットパークの場所等決まっているのであればということでしたので、まず場所につきましては、馬淵川親水公園の広場の一角、それと、JA八戸南部支店の跡地、町営市場の西側に位置する、今、一部更地となっている場所、それから、役場庁舎南側の町民広場、この3か所を予定しております。

2,000万円計上した内訳ですが、これまで遊具については、1公園当たり滑り台1基、ブランコ1基、ベンチ3基にロッキング遊具2基を標準として考えていますと。1か所当たりだいたい500万ということで説明してまいりました。

今回3か所で2,000万円あげたんですけども、役場庁舎南側の町民広場には東屋も一つ設置したいと考えておりまして、後は場所によっては少し整地とか必要なものもあります。その辺を加味してトータル合わせて2,000万円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。10番、中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） ページは113ページなんですけど、展示収蔵施設について、今の説明だと高度な施設ということで見直すということなんです。

場所的には、前、町長から説明あったように今までの南部庁舎を改修しながらという説明だっ

たんですが、そうすると基本的な考え方も変えた上でこの収蔵施設っていうのを考えて今回は取りやめるのか、それとも、あくまでもあそこを改修するという前提は変わらないのか、それから、内容的にですね、収蔵施設というのは、それこそ建物完成してから何か月間か中の空気を清浄してからでないと物も収納されない。八戸でも整備したときは、半年以上、コンクリートの水分が落ち着くまでは物をいれないということをやっていましたんですけども、その辺まで考えた上でこれを延長するのか、内容的にですね、どこまで検討した上で今年度はやらないということにしたのか。そこを説明をお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 社会教育課長。

○社会教育課長（柳久保正弘君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

展示収蔵施設関係についてでございますが、場所は当初予定どおり旧南部分庁舎に変更はございません。また、内容についても当初の計画どおり進める予定でございます。

ただ、変更になった内容といたしましては、令和4年度設計、令和5年度に工事、令和6年度に完成・オープンという計画でございましたが、変更後におきましては、令和4年度に基本計画、建物の劣化状況の調査あるいは関係法令の整備といったものが必要であるということがわかりまして今年度基本計画、1年スライドした形で令和5年度に設計、令和6年度に工事、令和7年度に完成・オープンを目指すものです。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 10番、中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） そうすれば、基本的には変わらないけども整備計画を、年度を繰下げるだけの変更ですか。さっき、財政課長の説明だと、「高度な」というような文章が入ったものですから、その辺内容まで変えるっていうことがあったのかなと思ってね。

せっかく町にない施設を整備するわけですからね、十分な調査しながら整備していった、本当に何十年も町の財産として残るわけですから。簡単に済ませて、ただ倉庫代わりに使ってるんじゃないくてですね、やっぱり町の資料館ってますか、歴史館っていうような形で整理するわけですから、どこから見ても素晴らしいものだと思われるような、多くの町民・町外の人も見てもらえるような施設にするのでいいと思いますけど、その辺はどこまで内容について検討された上で延

期を決めたのか、ちょっと気になったものですからね。興味もってるものですから、その辺の基本的な考え方ね、やっぱりもう少し良いものをやろうということでやったものなのか、単に調査が必要で、今の建物調査が必要で延期するのか、もう一度、具体的な検討されてるんであればですね、その辺もう少しお答えいただきたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 社会教育課長、今4月から来たばかりですので、経緯を私のほうからお話しさせていただきたいと思います。

今まで考えてきた、歴史の先生方交えながら、いろいろ内容等協議していただきまして、県のほうに構想を持って職員が相談に行ってきました。そうしたら、県のほうからいろいろ、施設の指摘とか、そういうのを聞いてきて、おおよそ数十億かかるような話でした。

これは少し金額も、そこまでの施設までは私ども考えていないということで、少しこれは見直しする必要があるということで、展示収蔵施設で活用するのは変わっておりません。ただ、金額があまりにもかけ離れていましたので、そこはもうちょっと協議して、そしてまたプロポーザル方式にして、ちょっと時間をかけて見直しをしましょうということで、今回予算のほうを一旦削減しまして、その構想がまた出来上がってきたら、議員の皆さんにも当然相談させていただきますし、額のほうもですね、大体が分かってくると思いますが、少し金額が、県の担当職員の施設の修繕の仕方、そういうのを聞いてますと少し乖離がありましたので、そういう部分も含めて見直しをさせていただきたいということでございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。7番、西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） 6款1項3目の18節、先ほどの農林課長の説明ですと、1着20万円ぐらいで、ホームセンターに売ってるアシストスーツというような話だったんだけど、800万円っていうのはこれ、まず一つは補助率、それから全額であれば400人分ぐらいになるんだけど1着20万円かいくらってそんなもので大丈夫なの。その辺。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） 先ほどの説明が不足しておりましたので、大変申し訳ございません。

現在、計上しています、所謂アシストスーツっていうのは、空気圧式の人工筋力を原動力として、中腰とか前傾姿勢の維持するために、腰とか背中の筋肉を補助してくれる器具となっておりまして、着用することで疲れにくくなって長時間作業が可能となるものでございます。

金額につきましては20万円という単価で先ほどご説明いたしましたが、補助率の上限を8割以内ということで段階を決めましてですね、補助率を区分して、あと、上限額も定めまして交付したいということで考えております。

予算の計上の内訳は20万円の8割の50着分ということで予算計上したものでございます。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） いいですか。どうぞ。

○農林課長（石橋一史君） 20万円の8割の1着16万円の50着分ということで計上させていただきました。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。8番、山田賢司君。

○8番（山田賢司君） 今のもうちょっと詳しく説明欲しいんですけど。

今、16万円を最大、補助ですね。上限16万円ということだと思うんですけど、購入する場合に、1人が5着買うとか6着買うとかっていうのがあるんだけど、1企業が何着までとかってそういうのってあるのかな、上限あるのかな。もし仮にですよ、もう少し安くなったと、今予想してるのは20万円ですけど、15万円ぐらいのやつを買ったと、その8割ってばもっと安くなりますよね。その分枚数を多く買えるとかそういうふうなものにするのか、その総枠の上限というのは決めてあるんですか。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） 補助率につきましては、支援対象者の方を上限の8割としたいと考えておりまして、そのほかに専従者の方ですとか、ご家族の方もいらっしゃいますので、支援対

象者の方は1着までですね。それ以外の方は、補助率を8割より低くしますけれども、そちらにつきましても着数を制限して、上限を設けて交付したいと考えております。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） 山田賢司君。

○8番（山田賢司君） すいません、支援対象者というのはどういう人を指すんですか。

○議長（夏堀文孝君） 募集内容について、わかっている範囲で説明していただければと思いますけれども。農林課長。

○農林課長（石橋一史君） まだ決定というわけではありませんけれども、補助の対象とする方は、町内に在住する方で条件を満たす農畜産業者を対象としたいと考えておりまして、例えばになりますけれども、耕作面積が20アール以上の農業者ですね、あと、農業申告をしている方、あとは、事業中止等、補助金の返還対象となっていない方、あとは、町税の滞納が無い方などを想定しております。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） 後ほど書類で提出していただいていいですか。山田賢司君。

○8番（山田賢司君） 今、議長おっしゃるとおり、きちっとした要綱等が定まってるのであれば、それを提出していただきたいと思うし、仮に要綱が定まっていない中で予算化してるってこと自体がちょっと問題あるんじゃないかなって思うんですけど。

その辺も含めてですね、要綱等きちっと定まった段階でもう一度書類を提出いただければと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） 書類のほうは、定まりましたら提出させていただきたいと思います。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） 7番、西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） 今、山田賢司議員との関連になりますけども、要綱等が定まってない、それから、実施要領等が定まってないで予算化してるってことはとんでもないことですよ。

やっぱりですね、ちゃんと説明できないと問題がありますよ、農林課長。ですから、今聞いているわけですので、しっかりと答弁できないと、今後予算たててる段階でちょっと問題ありますよ、これは。

今、私も聞いているのは、例えば要綱の中で、要するに農畜産業の従事者に対してやるわけですから、これは従事者であればできるわけなことなので、ちゃんとその辺の要綱の説明をしないと。よろしいですか。（「事業自体は良いことだと思う」の声あり）そう、事業自体は良いことなんだけれども、ちゃんと、例えば、何歳以上の方が対象になるとか、要は健康な方が必要なわけじゃないと思うので、重いものを持つためにやるわけですので、その辺を、しっかりした要綱等を説明できないとちょっと問題ありますよ。

○議長（夏堀文孝君） 答弁は必要ですか。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） 補正予算の編成をした責任ということがございますので、私のほうから答弁させていただきます。

要綱の案というものは担当課のほうから我々も見させていただいておりまして、予算の根拠となりますのが、先ほど農林課長が申しましたとおり、1着の上限が20万円で補助率が8割で50着分というのは、農林課が事前に農業者の皆様にアンケートを取ったところ50着程度の要望があるだろうということで800万円を計上させていただいたものです。

ただ、予算が決まってからでないと最終的な要綱というのは決定できませんので、今後、町長の決裁を受けて詳細な要綱を決定して、農家の皆さんにお知らせするという形を取らせていただきたいと思います。

また、その際、ただいま議員の皆様からいただいた様々な要件のことなどもですね、要綱で詳細に検討させていただきたいと思います。ご理解お願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。3番、久保利樹君。

○3番（久保利樹君） ページ数は112、113ページになります。

10款7項1目27節繰出金、一般財源から給食センターに繰出すわけですが、食材高騰ということで、以前も伺ったんですが、南部町産の食材の割合っていうのは何パーセントなのか、あと、どういった仕入れ方、例えば入札であるとか、相対取引であるとか、その辺お知らせいただきたいです。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課長（西舘昌男君） ただいま久保議員からご質問がありました、南部町産の食材の使用率ということについては、ただいまデータを持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきます。大変申し訳ございません。

それから、仕入れの際には入札とかやってるのかということでございますが、こちらは見積徴収によりまして業者を決定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 3番、久保利樹君。

○3番（久保利樹君） 今回この質問をさせてもらったのはですね、先般、全農さんから、秋資材の肥料の価格発表がありました。化学肥料に関しては150%から200%ということで、成分によっては倍の価格になるということで、食材も当然高騰はしてくるんですけども、南部町の農家さん、当町には南部町営市場もありますので、相対取引等できるようなものがあるのであればですね、ぜひ南部町産を使っていただければなという思いで質問させていただきました。答弁はなしで大丈夫です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。9番、八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） 2点お願いいたします。ページ数は106、107。4款1項3目のですね、12節委託料、この中で新型コロナウイルス検査助成がありますけども、これは半額助成ということで先ほど説明を受けましたが、無料になる部分とこの半額に対し助成する違いをちょっと教え

ていただきたい。お願いいたします。

それともう1点ですね。ページ数は109ページ。7款1項1目の18節ですね、負担金補助金ですね。その中の販売促進事業費補助金、これちょっと内容的なもの詳しく教えていただきたいんですけども、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） ご質問にお答えいたします。

P C R検査等の助成事業ですけれども、こちらのほうは、感染の不安を抱える町民を対象に町内機関で実施する場合の自費によるP C R検査及び抗原定量検査の2分の1を助成するものとしております。

○議長（夏堀文孝君） 聞き取りにくいので。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 失礼しました。

再度申し上げますけれども、こちらの助成のほうは、感染の不安を抱える町民を対象に。

無料と半額の違いというご質問でしたけれども、2分の1補助を基本としてございます。無料となるのは生活保護世帯の方は無料という形で考えてございます。

答弁は以上です。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） それでは、八木田議員からご質問のありました7款1項1目18節の販売促進事業費補助金750万につきまして、概要のほうご説明させていただきます。

こちらは、町内の商工業者が広告媒体の作成や掲載を行い、販売促進を図るために必要な経費に対する補助金というふうに考えておりまして、具体的に申し上げますと、チラシを作成あるいは新聞折込広告の料金、また、スーパーやコンビニエンスストア等で無料配布されておりますクーポン券付きの冊子等の掲載費、ホームページをお持ちの事業者であればホームページの作成・更新、また、販売促進用の粗品の経費等、販売促進のための経費を考えております。補助率は60%で補助の上限は30万円と考えております。

また、もう一つのメニューといたしまして、今年度ちえりバスのほうでハチカ、これは S u i c a でございますけれど、導入されましたので、ハチカ対応の電子決済システムを商工業者の皆様がもし導入される場合、同様に上限30万円で補助対象60%で考えておるものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 先ほどの質問に対して不足分がありましたので、お答えいたします。

無料の検査ということですが、八木田議員がおっしゃってるのは県の無料検査事業のことだと思うんですけども、県の無料検査事業のほうは、県が指定した医療機関、薬局等が対象となっていてございまして、そちらのほうは5月末日の期限が1カ月延びまして6月末までの実施となっていてございますが、今回予算のほうに計上させていただいたのが、町の独自の助成になってございます。こちらのほうは、対象の医療機関は、健康センター、南部病院、あと、はらだクリニックで、P C R 検査、あと、抗原定量検査は医療センターで、といった形で考えて計画しております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） 今のコロナ検査ですね、ウイルス検査の方からちょっともう1回お尋ねいたしますけども、無料で、県の事業としてやってるのは対象者が発熱の場合には無料になるものだったのか、それで今回の半額助成の場合は不安があるだけで検査を受けたいときに助成となるのか、その違いだけちょっと教えていただければと思います。

それと、先ほどのチラシ折込の販売促進事業費のほうですけども、どういう対象で考えているのか、誰でもいいのか、そこだけお知らせください。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） ただいまご質問のありました対象者につきましては、県の事業も町で実施予定の事業もですね、行政検査と発熱外来等での対象者は該当にはなりません。あ

くまで心配で受けられる方、自費による方を対象しておりますので対象としては県の事業も町の事業も同じですが、対象とする医療機関等が制限される、町内に制限されるということになります。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） 先ほどの説明に不足がありまして大変申し訳ございませんでした。

対象につきましては、事業所が町内にある小規模事業者または中小企業ということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。1番、工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ページ数は106、107ページ。4款衛生費1項2目11節役務費で、通信運搬費としてW i - F i の設備ってということなんですけども、役場関係のところにはどんどんW i - F i 設備、一般に開放して欲しいなと常々思ってるんですけども、こちらのW i - F i はあくまで役場職員向けのものなのか、それとも一般町民も使えるものなのか、それだけお知らせください。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） こちらは健康センターのW i - F i 設備に関するものでして、一般向けの対応としてございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 7番、西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） 大変申し訳ないです。また、108、109ページです。

18節です、6款1項3目の18節、県補助金が800万円だけですよ。歳入は、これ総務費の県補助金なんですか、これ、使う歳入は。歳入にとっている項目は、98ページの15款の県支出金2項県補助金の1目総務費県補助金4,500万円、総務費県補助金あるんだけど、この中の内訳の中でやる事業なんですか。もし、これでやるということやってるのであれば、たぶん、私言ったとおり要綱とか、県の補助金が入っているんだけど町独自で要綱・要領等を定めてやるということになるのかちょっと説明詳しくお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） お答え申し上げます。

財源のお話でございますが、西野議員ご案内のとおり15款2項1目の県からの新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業補助金という4,500万円を充当してございます。

県に対しましては、何と言いますか、詳細の要綱までは提出する必要はございませんで、このような事業にこのような積算で800万円の事業費を組みます、という申請書でこの補助をいただくことになってございます。

せっかくの機会でございますので、ただいまの4,500万円を充当する事業について繰返しになりますけれどもお話しさせていただきますと、ただいま案件になっております農畜産業者に対するアシストスーツに800万円、商工業者の、先ほどご質問がございました販売促進事業に750万円、それから、特別プレミアム商品券事業の一部1,810万円をこれに充当してございます。そのほか庁舎ですとか、いちようホール、産直施設などに感染症対策の備品等を整備する経費に諸々で合わせて4,500万円を充当しているということでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第18、議案第46号「令和4年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（西舘昌男君） それでは、議案書の115ページをお開き願います。

議案第46号「令和4年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に320万円を追加し、予算の総額を1億8,362万とするものでございます。

最初に、歳出をご説明いたします。

124ページ、125ページをお開き願います。

1款1項2目給食費でございますが、給食賄材料の価格高騰に対応し、これまでどおり量や質を低下させることなく、安全・安心そして美味しい給食を提供するため、10節需要費に320万円を追加するものでございます。

次に、122ページ、123ページをお開き願います。

歳入でございますが、財源として2款1項1目一般会計繰入金に320万円を追加するものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。11番、工藤正孝君。

○11番（工藤正孝君） ページは、今説明した125ページ。

賄材料費320万で、先ほどの一般会計でも言おうかなと思ったんですが、久保議員もおっしゃってました、原材料の高騰等で価格転嫁され肥料が非常に高騰になる予測ということで、肥料の三要素NPK、特にPKのリン酸、カリウムについてが難しくなっているということで、非常にこれからの生産者にとっては不安材料があります。

また、その320万ぐらいの補正額でございますが、今、小中学生の子ども何人いるかちょっとわからないけど、何人分なのか。

あるいはまた、全国的に6月1日から全ての食品物が価格を値上げに転じました。それまで安価で補ってきた材料も、長期保存できないものは仕方ない買わなきゃないですから、いつからいつまでぐらいまでのこの予算額320万円で補えるものなのか、また、予測される小麦類等が入ってこないというのが一番なのか、それともまた、どの材料のためのものなのか。小麦であれば、もう入ってこないというのがほぼほぼ大きく報道されてますので、米粉を使う材料に転換している給食あるいは一般の食材等がもうすでに動き出しているということでございましたので、その部分を少し教えてください。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課長（西館昌男君） 工藤正孝議員のご質問にお答えいたします。

まず、何人分の給食を提供しているのかということでございますが、小学校分につきましては748人分、それから、中学校分につきましては403人分、あと、給食センター職員20人分を含めまして合計1,171人分の提供を行っております。

それから、いつからいつまでの期間の分かということでございますけれども、期間は、補正予算をお認めいただいた後から年度末までの期間の提供に活用させていただきたいと考えております。

また、この補正額320万円はあくまでも年度末までの食材高騰に対応する予測の金額でありますので、必ず全額を使用するという趣旨ではございません。食材費の高騰が終息した際には、執行を停止するものでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それからあとは、主にどの食材、先ほど工藤正孝議員からも小麦が高騰するのではないかと

うことでございますけれども、やはり昨年度と比較しますと、パンや麺は6.9%から10%ほど値上がりするということで、そのほかにも、魚、また、冷凍食品のフライ、ハンバーグ等、あとは、野菜類、キャベツ、タマネギ、ニンジンということでございますけれども、ほとんどの材料が値上がりしております。

先ほど米粉を使った給食を提供してはいかがかというご提言もいただきましたので、その点につきましては、給食センターのほうと相談しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 11番、工藤正孝君。

○11番（工藤正孝君） であれば2人ぐらい追加でもいいのかなっていう突拍子もないことを言いますが、今定例会で中館議員から県立名久井農業高校への存続に向けての支援についてという質疑があり、答弁も大変前向きな議論で私は聞きやすかったです。また、前回、全員協議会においてもこういった県立農業高校への県外生徒受入れに伴う町の支援計画書というのもいただきました。非常に、これだけやるかっていうぐらい、我が町では受け入れる生徒さんに対する計画・支援というものは素晴らしいなと思いますが、残念なのは、下宿先でなければならないというお話でした。私の・・・（「聴取不能」の声あり）。そうですね、ちょっとずれました。だんだんに戻りますよ。

要するに、この給食からですね、生徒のお弁当代わりに向けれないのかなっていう、でも、この本当に今、世の中です、日本国中がこの危惧してる中、世界の情勢がわからなくてですね、国が国を侵略しようとしてるようなものとか、食べ物から、あるいは今、原油の高騰、円安とかですね、いろんな想定外のことが起きている中で、そういった難題に向けてですね、取り組んでいくためには、今、私が言ったのは突拍子もないお話ですけども、受け入れる下宿の先の方ですね、朝昼夜弁当作らなきゃならないとなってくると大変負担があつてですね、なかなか下宿先の方の負担が多くてやるという人も少ないのかなというふうに、なかなかいないと困ります。

ですので、朝食べたら、昼は給食センターと同じものを食べれるとかですね、ちょっと難しい話でございますけども、そういったすごい変わったような発想もこれからはしていかなければならないのかなというふうに思って今話をさせていただきました。

ちょっとかけ離れてすいませんです。以上です。

○議長（夏堀文孝君） 答弁は要らないですか。（「いいです」の声あり）
ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第19、議案第47号「令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の127ページをお開き願います。

議案第47号「令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加し、予算の総額を22億8,053万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、議案第42号でご審議をいただきました国民健康保険税の減税に伴い、歳入の国民健康保険税の減税に伴う減額分を財政調整基金繰入金で補てんするものと、歳入歳出に傷病手当金分を計上したものとなってございます。

136、137ページをお開き願います。

歳出から説明いたします。

2款6項1目傷病手当金でございますが、30万円を追加し、財源として全額県負担金を充当するのでございます。

3款1項1目一般被保険者医療費給付費分についてですが、財源更正となります。

ページを戻って134、135ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

1款1項1目1節医療給付費分現年課税分2,993万5,000円を減額し、3款1項1目2節保険給付費等交付金30万円を追加し、5款1項1目2節国保保険基盤安定負担金1,506万5,000円を減額し、5款2項1目1節財政調整基金繰入金4,500万円を増額するものです。

議案第47号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第20、発委第2号「南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。議会運営委員会、委員長、馬場又彦君。

（議会運営委員会委員長 馬場又彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（馬場又彦君） 発委第2号「南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由をご説明いたします。

改正点は2点あり、1点目として、一般質問における論点の明確化を図るため、町長はじめ理事者に一般質問における反問権を認めるものです。

2点目として、デジタル化政策の一環として行政手続きにおける押印の見直しを行っており、南部町議会においても請願書提出の手続きを見直し、請願者に提出時に求めている押印を署名または記名押印に改めるものです。

本改正の施行日は公布の日としております。

以上、提案理由といたしますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。4番、夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） 改正案に提示してある法第121条第1項とはどのような内容のものなのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 夏堀嘉一郎君の質問の途中ですけれども暫時休憩します。

（午後0時16分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後0時20分）

○議長（夏堀文孝君） 質疑を続けます。答弁をお願いします。議会運営委員長、馬場又彦君。

○議会運営委員会委員長（馬場又彦君） 法第121条第1項は、町長はじめ本会議に出席し、議案等の説明を行うものとしております。

○議長（夏堀文孝君） 夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） 私の資料の中では、普通地方公共団体の長及び教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、また、人事委員会の委員長または公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員、この方が対象だというような内容の法律、法律というか自治法だと思うんですけども、私聞きたいのはですね、今言った方々からも反問権を受けるといったようなことになるのかということです。お願いします。

○議長（夏堀文孝君） すみません。もう一度暫時休憩します。

（「聴取不能」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） それでは、昼食をとります。13時20分まで休憩をとります。

（午後0時22分）

.....

○議長（夏堀文孝君） 休憩を解きまして、会議を再開します。

（午後1時20分）

.....

○議長（夏堀文孝君） 日程第20、発委第2号の先ほどの質疑の答弁に戻します。

答弁をお願いします。馬場又彦君。

○議会運営委員会委員長（馬場又彦君） 先ほどの夏堀嘉一郎議員の質問のとおり、法第121条第1項の規定により出席した者、町長、教育長、選挙管理委員長、人事委員会の委員長または公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その

他法律に基づく委員会の代表者または委員並びにその委任または嘱託を受けた者、と全員に反問できる権利を与えるものです。

○議長（夏堀文孝君） 夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） 質問です。

一般質問において、議員の質問は3回までで、1人60分の制限というのがありますけれども、町長や理事者の反問回数は無制限ということで、時間の制限も設けてないんです。

これについて、どういうふうにして、どういうふうな考えで設けたのか伺いたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 馬馬場又彦君。

○15番（馬場又彦君） ただいまの質問ですけど、議会改革推進特別委員会で検討した結果、反問している時間は「一般質問の時間に含む」、また、反問の回数は「制限しない」という案が示され、全員協議会で説明を受けております。

「一般質問時間に含まない」理由としては、反問は質問の背景や根拠等を問うものですので、時間を要しないことから、別に時間をとらなくてもよいと考えています。

また、回数についても、議長の裁量により、反問の内容にそぐわない場合は反問できないこととするため、特段、回数に制限を設けないこととしております。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。夏堀嘉一郎君。

（4番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○4番（夏堀嘉一郎君） 私は、過去に何度か反問権を不意に行使されて、困惑した苦い経験があります。その不安を防止するために、そして開かれた議会にするためにと、私はこれまでいくどとなく議場内カメラを活用し、ダイレクトに町民へメッセージを送ることが必要だということをこの議会の場で訴えてきました。その考えは現在も変わらず、議論を深めるための反問権は、

開かれた議会にしてから議論するテーマであると思います。

また、議会の主役である議員の一般質問の時間が制約されること、また、その時間配分の見直しなどを含めた全体のルールが曖昧なことなど、それらの曖昧のルール全てを議長の裁量に委ねてしまう危うい議会にしてはいけないと思い、反対をいたします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに反対者の。川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田稔君） 反問権というのは、地方自治法で定められておる、できるとは定められてあるようですが、こういった形式で、事細かにその作法とかを規定しているのかなと思ったらそうでもないようであります。

反問権を導入する議会独自のルール作りが必要なわけであります。であれば、そのルールは、この条文にちゃんと記載しなければならないのではないかと思います次第です。

夏堀議員も先ほど指摘しましたが、良好な関係でもってだけ、議会が運営されるわけではありません。場合によっては議長の恣意的な運用もあるかもしれません。ですけど、そういったことは公平な議会にあっては行われてはならないもんだと私は考えます。であるならば、やはり今回の条例は不十分であります。ですから、場を改めて、再度提出を求めるものであり、その内容もですね、南部町独自のルールというものをちゃんと明記するべきであるものであると私は考えますので、反対の意思表示としたいと思います。ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに反対者の討論はありませんか。

次に原案に賛成者の発言を許します。2番、松本啓吾君。

（2番 松本啓吾君 登壇）

○2番（松本啓吾君） 私は、今回の反問権に関しましては、賛成の立場であります。

私たちの一般質問に関しましては、全協でも皆さんにご説明したとおり、町民からの要望、また、私たちが見て、聞いてきたことを、行政と一緒に変わって変えていきたいということを一般質問しております。

また、一般質問は、今南部町においては3回という制限があります。その中で、言葉で伝えるというところには、受け手側に間違っって伝わるということもあります。私たちの一般質問をでき

るだけ早く実現させるためには、理事者側からもその背景等を詳しく聞いて、それを早く実現できるために反問権が必要だと思ってます。

開かれた議会とまた反問権は、私は別物だと思っております。私たちの一般質問を実現するためにも、この反問権、また、理事者側により詳細に趣旨が伝わるように今回の案件は、私は賛成であります。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに討論はありませんか。10番、中舘文雄君。

（10番 中舘文雄君 登壇）

○10番（中舘文雄君） 私は議会改革必要だと思ひまして、賛成立場から討論に立ちます。

我々、議運でもそうですけれども、議会の基本条例全てを検討した上、決めた上でやるって方法もあります。私もそれを最初はですね、基本条例全てを検討した上でその中に反問権等取り入れたらどうかっていう発言しましたけれども、それやるとしばらくかかります。全国でも、何年もかかって、基本条例作るための時間費やしてるところあります。

その中で、反問権については、検討委員会のほうからこれは基本条例を全て検討しなくてもできるんじゃないかと。反問権っていうのは議員の質問に対して論点・焦点を明確にするために質問の趣旨・意図などを確認する、反論じゃありませんから、反問ですからね。それそういう立場で反問する。それから、議員の主張する内容・理由・根拠を尋ねる、どういうことでしょうか。正確に理事者側が答弁するために必要な資料として、どうしても必要だということでこれが認められております。それから、議員の提案内容を確認するということで決められてますんで、ただこれに対しては、正式にどういう形でやるかってのは議長の判断ってのは相当大的な権力を持った形で運営しないと、一方的に反問だけの時間を費やして時間ないと。さっき、議員の中でもありましたように、それだけで時間費やされると質問する時間がなくなるっていうことありますけれども、あくまでも議会改革の一つの案として反問権を作ることによって、双方がずれた状態じゃなくて、一つの、これ将来的にはおそらく一問一答式の質問ということも検討することだと思いますけれども、やっぱり質問した以上は、なぜ自分が質問するかってことを理事者にわかってもらって、それに前向きな答弁をいただくために議論していくってのが大事だと思います。

ですから、議会改革、全体の条例改正ではありませんけれども、これは一つ反問権を取り入れてですね、実際に自分がこういう立場で質問する、答弁するほうもそういうふうな立場なら我々こ

うするっていう答弁いただくためには、やはり一つの改革の中の1項目だけですけども、これは最初にですね、我々が採用して具体的な、さっき、夏堀議員、川守田議員も全体を検討してからってものわかります。全体を検討した上でやるべきじゃないかっていう議論も私も分かりますけれども、反問権はそれをしなかったからといって、この反問権を飛びぬけた形でやるわけじゃありませんから、質問時間その他をちゃんとルールを決めた上で、この反問権を採用していったほうがお互いの意思疎通も図られる、そういう議論の場になるかと思いますので、私はこの案に賛成します。

○議長（夏堀文孝君） ほかに討論はありませんか。3番、久保利樹君。

（3番 久保利樹君 登壇）

○3番（久保利樹君） 私も今回の反問権、会議規則の変更に賛成の立場で討論させていただきます。

今回変更するのは一般質問の部分においてであります。先ほど中舘議員からもありましたとおり、自分の考えと理事者側の考えの意思疎通を図るために、理事者側が質問に対しての意図であるとかそういった部分の確認ですので、私はそういったお互いを深く理解しながらの一般質問になるという意味で、より良い議論になることを期待して賛成の立場から討論させていただきます。賛同よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発委第2号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（夏堀文孝君） ご着席願います。起立多数です。

発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第21、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」を議題とします。産業建設常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、根市勲君。

（産業建設常任委員会委員長 根市勲君 登壇）

○産業建設常任委員会委員長（根市勲君） 去る6月3日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」について、6月3日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

同一業務であっても最低賃金に地域格差が生じている現在の状況は、若者の県外流出を招き、地域の労働力不足や地域経済の疲弊につながる。

また、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の低迷、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により物価は上昇し、企業の経営状況や住民の生活環境はますます厳しくなっている。

若者の県外流出を防ぎ、地域経済を活性化させるためには最低賃金の引き上げは必要なことであるが、人件費の高騰は中小企業を苦しめる要因ともなるため、政府による支援策を拡充し賃金格差を是正していくべきと考える。

以上のことから、陳情趣旨に賛同し全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の陳情審査結果報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号を採決します。採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採決です。陳情第1号を委員長の報告のとおり採決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（夏堀文孝君） ご着席ください。起立多数です。

陳情第1号は採決することに決定しました。

◎常任委員会報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第22「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、お手元に配布しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（夏堀文孝君） 日程第23「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（夏堀文孝君） 日程第24「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

本日、産業建設常任委員長から発委第3号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

発委第3号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで会議資料配布のため、暫時休憩します。

（午後1時41分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 1 時42分）

◎発委第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程はお手元に配布のとおりであります。

追加日程第 1、発委第 3 号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を議題とします。本意見書については、先ほど採択されました陳情第 1 号の趣旨と同様の内容になりますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決します。

発委第 3 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

発委第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。ここで閉会に当たり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第109回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は6月3日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

提出いたしました全ての案件につきまして慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたことに対して、心から御礼を申し上げます。

さて、町の新しい取組として4月から町内を走るコミュニティバスを一新し、「なんぶちえりバス」の愛称で運行を開始したところであります。八戸圏域で運用されるＩＣカード「ハチカ」と連携し、南部町エリア定期を設定することによって、町内区間の乗り降りをすべて無料としており、5月末の時点で千人以上の皆様からエリア定期券のお申込みをいただいております。高齢者や免許返納者、学校統合に伴う児童・生徒の通学など、地域に密着した身近な移動手段としてのご利用のほか、これから迎えるフルーツ狩りや各種イベントの時期には、町外からの来町者を呼び込み、圏域エリアの周遊観光にも繋がる交通手段としてより多くの皆様にご利用いただきたいと考えております。

また、今年度から、納税者の皆様の利便性を高めるため、全国の主要コンビニエンスストアやスマートフォンを利用して町税を納付することができる「コンビニ・スマホ納付」を導入いたしました。5月末現在の速報値では、固定資産税と軽自動車税の窓口収納件数の約26%にあたる4,600件ほどのご利用をいただいております。

生活環境の変化に伴い多様化するニーズに合わせ、時代に即した行政サービスを提供するものであり、より多くの皆様に安心してご利用いただけるよう、適切な運用管理と納税者の皆様に対する周知に努めてまいります。

今年も特産の果物や観光農園のＰＲを担っていただく8名のフルーツ娘を委嘱いたしました。6月18日から始まる「さくらんぼ狩り」を皮切りに、収穫量の大幅な増が見込まれる高級ブランド品種「ジュノハート」や「桃」、「梨」、「ブドウ」、「リンゴ」など、四季を通じて果物が楽しめる当町の魅力を全国に向けて発信していくことを期待するところでありますし、フルーツ娘だけではなく、全職員が町をＰＲする気持ちを常に忘れず、ホームページやＳＮＳ等、様々な媒体を活用してまいりたいと考えております。

当町自慢の初夏の味覚を存分に味わっていただく「さくらんぼ狩り」では、引き続き感染症対策を徹底し、受け入れ態勢を整え、たくさんの来園者の皆様にお越しいただけるようＰＲしてま

います。

ただ、昨日と一昨日の雨により、裂果が増えるのではないかという声を、今朝、農家の方から職員が聞いて、私のところに連絡がありました。この後、県または当町で調査をして対応してまいりたいと思っております。

次に、第74回三戸郡総合体育大会が6月5日に先行開催されましたボウリング競技を皮切りに、11日、12日の両日、当町を主会場に開催されます。一昨年、昨年と中止が続きましたが、スポーツ振興を通して地域に笑顔と活気を与える同大会が、開会式はありませんが、3年ぶりに開催されますことは大変喜ばしいことであります。

前回、総合優勝三連覇を果たした南部町選手団の皆様におかれましては、今週末に行われる各種競技におきましても、さらなるご活躍を期待するものであります。

翌週の18日からは、三戸郡中学校体育大会夏季大会が開催されます。昨年は、個人・団体ともに完全制覇を果たした剣道、個人では卓球男女、団体ではサッカー、男子ソフトテニス、女子バスケットボールが優勝したほか、陸上競技の多くの種目で1位を獲得するなど、町内中学校生徒の目覚ましい活躍があり、今年も大いに期待するものであります。

平成28年度から取り組んでまいりました「ふるさと納税」であります。令和3年度の実績は4億円に迫る勢いであり、前年比で約10%の増となりました。これは、返礼品である当町の特産品の素晴らしさが全国に認められたものであり、生産者の皆様の努力に敬意を表するものであります。今後とも、提供する品目の拡充に努め、四季折々のフルーツをはじめとする南部町の魅力ある産品を全国にお届けしてまいりたいと考えております。

結びに、これから梅雨の季節を迎え蒸し暑くなつてまいりますので、コロナ対策とともに健康には十分にご留意いただき、町政の運営に対しましてはより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君）　ここで、閉会に当たり私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月3日から本日までの6日間であり、議員各位には議会運営にご協力をいただきまして閉会の運びとなりました。議長として厚くお礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして深く感謝申し上げます。

議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、事業展開に邁進されますよう、町長はじめ理事者各位をお願いを申し上げます。

皆様におかれましては健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げます、簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして第109回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後 1 時52分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏堀文孝

署名議員 馬場又彦

署名議員 川守田 稔